

平成31年第1回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成31年3月5日(火曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	福田浩二君	2番	吹場寿郎君
3番	大金清君	4番	川俣義雅君
5番	益子純恵君	6番	小川正典君
7番	鈴木繁君	8番	石川和美君
9番	益子明美君	10番	大金市美君
11番	川上要一君	12番	阿久津武之君
13番	小川洋一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	教育長	小川浩子君
会計管理者 兼会計課長	橋本民夫君	総務課長	高林伸栄君
企画財政課長	益子雅浩君	税務課長	小松重隆君
住民課長	薄井桂子君	生活環境課長	大武勝君

健康福祉課長	立花喜久江君	子育て支援課長	稲澤正広君
建設課長	益子泰浩君	農林振興課長	坂尾一美君
商工観光課長	薄井亮君	小川出張所長	藤田善久君
上下水道課長	田代喜好君	農業委員会 農事務局長	大森新一君
学校教育課長	板橋了寿君	生涯学習課長	佐藤裕之君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	笹沼公一	書記	岩村房行
書記	長家佳奈子		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回那珂川町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小川洋一君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、益子明美さん及び10番、大金市美君を指名します。

◎会期の決定

○議長（小川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から15日までの11日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から15日までの11日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小川洋一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

最初に、陳情及び要望の取り扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに提出があり、受理したものは、陳情が3件、要望が1件でありまして、お手元に配付した陳情等文書表及び議長預かり議員配付文書表のとおりであります。これら陳情及び要望の取り扱いについては、議会運営委員会で審議いたしました。

まず、陳情等文書表の陳情であります、「精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情書」は、教育民生常任委員会に審査を付託することにいたしました。

また、議長預かり議員配付文書表にある2件の陳情並びに1件の要望につきましては、議長預かりとし、議員全員に写しを配付することとしました。

次に、2月21日に招集された、南那須広域行政事務組合議会定例会について報告いたします。

定例会では、平成31年度一般会計当初予算や条例改正など11議案が審議され、原案のとおり可決されました。平成31年度一般会計当初予算は、23億3,200万円となりました。那珂川町の負担金の額は、7億2,800万円であります。また、平成31年度広域行政事務組合病院事業会計予算は、28億9,700万円となりました。一般質問は、那須烏山市議会選出の平塚英教議員が「那須南病院大規模改修及び病院スタッフの体制強化について」など3項目の質問を行いました。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告いたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですが、主なものを申し上げます。

1月22日、小川総合福祉センターすこやか共生館において、地区交通安全功労者等表彰式が行われました。交通安全功労者を初め、優良運転者などが表彰されました。交通事故防止、飲酒運転や危険運転の根絶など、事故のない安全なまちづくりには、一人一人の自覚が重要であると考えます。

1月23日、那珂川消防署で救命講習会を受講しました。心肺蘇生法やAEDの使用方法など3時間の講義と実技を受け、2年間有効の修了証もいただきました。

2月19日、議会会議室において、議員全員を対象にタブレット端末講習会を開催いたしました。タブレットは、近年、全国的にも導入が進んできまして、150以上の議会が活用しており、県内では大田原市議会を初め、6つの市議会が導入しています。那珂川町議会におきましても、平成31年度に導入を予定しています。

2月22日、栃木県自治会館において、栃木県町村議会議長会の第3回議長会議及び研修会が開催されました。研修会では、早稲田大学マニフェスト研究所の中村 健事務局長から「地方創生成功のカギは議会が持っている」をテーマに講話をいただきました。議長会議では、平成31年度議長会事業計画案と予算案が審議され、原案のとおり可決されました。

また、平成30年度全国町村議会議長会から自治功労者の表彰伝達が行われ、那珂川町からは議員15年以上在職者として前職者2名、現職議員4名の計6名の方が表彰を受けました。前職者では、石田彬良氏、岩村文郎氏です。また、現職は、川上要一副議長、阿久津武之議員、大金市美議員、益子明美議員です。まことにめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。今年度は、そのほか、27年以上在職者表彰で、市貝町で1名、15年以上在職者表彰で、5町で8名が受賞しております。また、町村議会表彰は益子町議会が受賞しております。

2月25日、町長室において、私と川上副議長とで常任委員会意見要望書を町長に提出いたしました。昨年10月から11月にかけて実施しました議会報告会、常任委員会の意見交換会、行政視察の成果としてまとめたものです。今後のまちづくりに生かされるよう、お願いいたします。

次に、議長へ報告のあった各委員会の開催状況について、主なものを申し上げます。

議会広報委員会は、議会だより第54号の編集のため3回開催いたしました。

総務産業常任委員会は、企業立地優遇制度についての勉強会を3回開いております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（小川洋一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回定例会にご出席いただき、ありがとうございます。

まず冒頭、ただいま議長からご報告のありました表彰を受けられました議員さん、また前議員の方々に、お祝いと、これまでのご功績に対しまして敬意を表したいと思います。

報告といたしまして、初めに、昨年12月からことし1月にかけては雨が降らなかったため、非常に乾燥した状態が続きました。そのような気候の影響もあってか、12月と1月の2月の間に、町内において6件の火災が発生いたしました。そのうち、建物火災が3件、林野火災・その他の火災が3件でありました。当町に限らず、県内・県外でも多くの火災が発生した時期でありました。

今月1日から7日までは、春季全国火災予防運動週間となっております。3月3日日曜日には、町消防団の防火週間統一行動として、防火啓発チラシを町内全戸に配布いたしました。また、先月の27日から3月10日までの期間に、町内の8カ所で、女性防火クラブ主催による防火座談会が開催されております。

ことしの冬は、空気の乾燥等が影響してか、12月下旬から2月上旬にかけてインフルエンザが流行いたしました。町内の小学校において、インフルエンザに感染した児童が増加し、4つの学級で臨時休業がありましたが、現在は収束しております。

それでは、12月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

昨年11月に沖縄県で行われた第56回技能オリンピック全国大会において、馬頭在住の薄井悠希氏が見事金賞を受賞され、12月10日に報告に来庁されました。薄井氏は、大田原市のハシモ株式会社に勤務し、日々の仕事の中で技能を磨きながら、前回の大会では銀賞を受賞、今回は全国の頂点に立ちました。

1月9日、平成30年度栃木県農業士・名誉農業士の認定式が栃木県公館において行われました。農業士には、高岡の石井 勲氏が県の認定を受けられました。石井氏は、従来の土地利用型経営に加え、加工用の露地トマトとタマネギ栽培を行うなど、地域農業の担い手リーダーとして、その活躍が認められました。また、名誉農業士には、小川の川上要一氏と薬利の佐藤やよひ氏が認定されました。

1月13日、小川総合福祉センターを会場に、平成31年那珂川町成人式を開催いたしました。対象者は159名で、119名の新成人者の出席がありました。

1月16日、JAなす南荒井組合長と、JAいちご部会の伊藤部会長が来庁され、イチゴの主要作付品種とちおとめの贈呈を受けました。このイチゴは、地元農産物を利用したJA食育応援事業として、1月25日には町内の全小・中学校の給食に提供されました。馬頭東小学校を訪問いたしましたが、給食に配膳されたイチゴを児童の皆さんと、「那珂川町でこんなおいしいイチゴができるんだよ」などと楽しく会話しながらいただきました。大きくて真っ赤なイチゴを頬張る児童の笑顔が印象的でした。

1月30日には、町の水産振興事業として、町特産品の那珂川里山ほんもろこも、町内の全小・中学校の給食に提供されました。馬頭小学校では、生産者を交えて児童とともに会食をしましたが、児童からは「僕も育ててみたい」などの声も上がり、生産者もほほえむ会食となりました。

同じく、1月30日、大山田下郷の新宿平工業団地内にある株式会社北研きのこ生産販売事業部馬頭工場に、全国のキノコ生産者が、400人以上が視察のために来町されました。町といたしましても、全国からお見えになった大切なお客様ですので、代表して歓迎の挨拶をさせていただくとともに、次の機会にはぜひ那珂川町の観光にお越しくくださるよう、パンフレット等の配布や町のPRをしてまいりました。

2月4日、農業地域の振興に尽力する団体などを表彰する第12回「栃木県元気な農業コンクールいきいき農村部門 農村活性化の部」において、小砂ヴィレッジ協議会が最高賞の「とちぎ元気大賞」を受賞し、栃木県公館で行われた表彰式終了後に、笹沼亨一会長を初め8名の方が役場に来庁され、受賞の報告をいただきました。小砂地区は、県内で唯一「日本で最も美しい村」連合に加盟しており、訪れる方に美しい里山の景観を提供し、地域全体を芸術館に見立てて開催される小砂環境芸術祭（KEAT）など、これまでの活動が評価され、今回の受賞に至ったものです。

2月15日、役場会議室において那珂川町ブランド認定証交付式を行いました。今回は、ブ

ルーベリー園さとうの「ブルーベリー」、高瀬観光やなの「鮎づくし」、日進堂菓子店の「いちごのほっぺ」、株式会社タテヤマの「タテヤマ菓子パン」の4商品を新たに認定いたしました。どの商品も消費者の皆様から高い評価を得て、ブランド品として認定されました。今回の認定で31店舗からの40商品となり、那珂川町には素晴らしいものがあるということを積極的に町内外に発信を行い、町全体のイメージアップにつなげてまいります。

2月26日には、産学官連携事業で「なかがわ学」発表会を、小川総合福祉センターあじさいホールを会場に開催し、馬頭高校の地域学習である那珂川学や、帝京大学、宇都宮大学の実習成果の発表を通して、那珂川町の地域資源を改めて認識する機会となりました。

終わりに、本定例会には、議案では人事案件のほか、条例の一部改正、条例の廃止、平成30年度補正予算、平成31年度各会計当初予算など、23議案を提出しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、以上、行政報告といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小川洋一君） 行政報告が終わりました。

◎一般質問

○議長（小川洋一君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 鈴木 繁 君

○議長（小川洋一君） 7番、鈴木 繁君の質問を許可します。

鈴木 繁君。

[7番 鈴木 繁君登壇]

○7番（鈴木 繁君） 改めまして、おはようございます。7番の、鈴木 繁です。

ただいま、議長より一般質問による許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行います。

今回の一般質問は、大きく分けて4つの項目に分かれて質問をいたします。

1つ目は、平成31年度町政運営について。

2点目は、那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

3点目は、防災情報の発信について。

4点目は、国道293号線整備について。

以上の大きく分けて4つについて、執行部に対して質問をいたします。

では早速、大きな1項目め、1つの質問に入ります。

平成31年度町政運営についての質問をいたします。

平成28年度から、第2次那珂川町総合振興計画がスタートいたしました。基本構想計画を2期に分けた5年ごとの計画の前期基本計画の後半となる平成31年度の町政運営について、2点お伺いをいたします。

1点目は、平成31年度の重要施策をお伺いいたします。

2点目は、町の財政状況が厳しい中で、新規事業と継続事業のバランスをどのように考えているのかお伺いをいたします。

以上、2点をお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 鈴木議員ご質問の平成31年度の町政運営についてお答えいたします。

まず1点目、平成31年度重要施策についてですが、平成31年度は第2次那珂川町総合振興計画前期計画の4年目となることから、町の将来像である人・もの・自然が融和し元気を生み出すまちを目指しながら、6つの基本目標達成に向けて、各施策の推進について力強く取り組んでまいりたいと考えております。

総合振興計画については、毎年度施策の進捗状況を確認するため、5カ年の中期的な事業計画の調整を行い、国・県の動向や社会情勢等の変化に合う事業執行ができるよう、必要に応じて見直しを図るなど、厳しい財政状況の中、最大限の事業効果が出せるよう努めてまいりました。

その中で特に、最近の状況として出生者数の減少が著しく、人口減少に歯どめがかからないことから、まちづくりの3大重点プロジェクトの一つであります定住や、町外からの移住の促進、交流人口の増加に係る施策である新しい人の流れ創出推進プロジェクトについて、重要施策の一つとして、重点的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、新規事業と継続事業のバランスについてですが、新規事業につきましては、国や県の新しい制度や新たな行政課題への対応が必要となった場合など、事業の必要性、緊

急性、重要性を勘案し、事業の効果を十分検討した上で、事業計画への追加、変更をすることとしております。

継続事業につきましては、事業の必要性、妥当性を踏まえながら、前例や既成概念にとらわれることなく事業効果を検証した上で、必要があれば事業計画の見直しを図ることとしております。

厳しい財政状況の中では、事務事業についてはあれもこれも選択するのではなく、重要施策を初めとして施策の優先順位を見きわめながら、事業費の平準化を図るとともに、効率的かつ効果的な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） では、再質問をさせていただきます。

ただいまの町長の答弁の中で、3大重点プロジェクト、新しい人の流れ創出推進プロジェクトを重点の一つとして来年度ですか、平成31年度は取り組むというお話がありました。この新しい人の流れ創出推進プロジェクトには、宅地分譲、また空き家等の利活用の推進とか、先日、あじさいホールでも行われました産学官連携の促進、観光資源の保護、利活用の推進等がうたわれております。分譲宅地の整備については、こちらの総合振興計画の43ページにも整備の基本方針で、若者が暮らす、暮らしやすい場所に宅地を整備しますとしっかりと書かれています。また、平成32年度までの目標が10区画とされています。

新しい人の流れ創出推進プロジェクトを重点の一つとして取り組むということは、平成31年度は何区画かの分譲宅地造成計画があるとお見受けしますが、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） ご質問の平成31年度に分譲宅地の造成計画はあるかについてお答えしたいと思います。

分譲宅地の造成事業につきましては、第2次那珂川町総合振興計画、まちづくりの3大重点プロジェクトに設定しているほか、まち創生総合戦略にも戦略事業として位置づけており、移住・定住促進施策として重要な事業の一つであります。

平成31年度は、現時点では宅地造成に着手する計画はございませんが、今後事業計画を策定し、候補地の選定等具体的な事業の推進に向け、取り組む予定であります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） ただいまの答弁の中で、平成31年度、来年度は分譲宅地の造成計画はないという答弁をいただきました。これから具体的な候補地の選定や事業の推進に取り組むということですので、宅地造成事業については、これ、定住・移住促進施策として町も一生懸命取り組んでいます。重要な事業の一つと答弁をしておりますので、候補地の選定につきましては、若い世代の人たちがこの場所だったら住んでみたいと言われるような選定を、ぜひしていただくように強く要望をいたしまして、1点目の平成31年度の重要施策についての質問を終わります。

続いて、新規事業と継続事業のバランスについて再質問させていただきます。

今、町は厳しい財政状況の中で、効率的に事業を運営していくのはとても重要だと思います。また、継続事業については、前例や既成概念にとらわれることなくとの答弁があったとおり、まさに私もそのとおりだと思っております。

そこで、質問をいたします。

新規事業については、国や県の新たな行政課題の対応が必要になった場合など、事業計画への追加、変更するとの答弁がありましたが、新たに国や県の行政方針が変わった場合には、各自治体も取り組んでいくのは、これは当然だと私も思っております。那珂川町として、町の活性化のために必要となれば独自の政策を掲げ、積極的に取り組んでいただきたいと思うんです。その点についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） ご質問の町としての独自の取り組みについてお答えいたします。

事業実施に当たりましては、当町の財政状況が、少子・高齢化に伴う人口減少が進みまして、公共施設の維持管理経費が増大していく中で、今後ますます厳しくなっておりますので、国や県の補助事業等につきましてできるだけ活用し、財政負担を軽減していく必要があると考えております。一方で、町の独自性を持った事業を計画する場合、国や県の制度を活用できない事業も増えてきております。

今後、事業計画を見直していく中で、国・県の制度がない事業につきましても、事業内容を精査した上で、必要があれば町単独事業としてでも取り組み、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 必要があれば、町単独事業でも取り組んでいくとの、課長より力強い答弁をいただきました。これ以上の質問はありません。

これで、大きな項目の1つ目、平成31年度の町政運営についての質問を終わりにいたします。

続きまして、大きな2つ目の項目の質問に入りたいと思います。

那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略についての質問に移ります。

国は、人口減少や東京圏への人口集中を食いとめ、地方を活性化するために、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法を公布いたしました。この法律に基づきまして、町でも平成27年度から平成31年度の5カ年計画で、那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

そこで、次の2点についてお伺いをいたします。

1点目は、平成31年度は那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略計画の最終年度に当たりますが、進捗状況をお伺いをいたします。

2点目は、この4年間で実施してきた施策や事業効果の検証内容についてお伺いをいたします。

以上、2点について最初の1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） ご質問の那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお答えいたします。

まず1点目、進捗状況についてですが、まち創生総合戦略につきましては、将来の人口減少に歯どめをかけるための施策として、42事業を計画し、毎年度事業の進捗を確認するとともに、見直しを図りながら推進してまいりました。進捗状況につきましては、一部の事業を除いて、おおむね全ての事業において着手、あるいは着手予定となっております。K P Iに対する進捗率につきましては、平成29年度実績においては、12事業が未達成となっております。未達成事業につきましては、K P Iの設定が実態と合わないケースもありますので、K P Iの見直しを図りますとともに、事業内容を再検討の上、事業を改善し、進捗率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、施策や事業効果の検証内容についてですが、まず検証の内容につきましては、参加人数、受診件数、利用者数など具体的な指標値を設定したK P Iと、各年度の実績値から算出した進捗率を評価検証の対象としております。

次に、評価検証の方法ですが、毎年度各課におきまして事業の進捗率を元に事業への評価検証をしております。その結果を取りまとめ、那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会において改めて評価検証していただき、評価検証を各課へフィードバックすることによりまして、進捗率の低い事業については、次年度以降、業績目標が達成できるよう事業改善計画を作成し、より効果的な事業が執行できるよう努めてきたところであります。

来年度は、まち創生総合戦略の最終年度となりますので、全事業における進捗率の向上とあわせまして、未着手事業等への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の進捗状況についての再質問をいたします。

将来の人口減少に歯どめをかけるために、計画の中でK P I、いわゆる重要業績評価指数と言われているやつですね、K P Iというのは。その設定が実態と合わないために、平成29年度の実績で、計画の42事業あるうち12の事業が未達成になってしまったと。達成率でいうと、計算すると約30%弱だと思うんですけども、そういう答弁がありました。

このK P Iの設定が実態と合わなくて見直しを図るということは、当初の計画よりも人口減少が急激に進んでいると考えていいんでしょうか。それとも、別の理由がまたあるのか、お伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） ご質問のK P Iの未達成の理由についてお答えいたします。

実績未達成の理由といたしましては、少子・高齢化に伴う人口減少も一因ではありますが、適切な目標値が設定できなかった、利用者、対象者への周知が不足していたなど、事業により未達成の要因はさまざまであります。

いずれの事業におきましても、各担当課におきまして事業評価する際、実績値未達成の理由について検証、分析し、次年度以降の指標値達成に向けた改善計画策定に取り組むこととしております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） ということは、人口減少も要因の一つということですから、目標値の設定に関しては今後の社会状況をしっかりと見据えていただいて、改善計画の策定に取り組むということですので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で、1点目の進捗状況についての質問を終わりにいたします。

次に、2点目の4年間で実施してきた施策や事業効果の検証内容について、これについては再質問をさせていただきます。

担当各課にて評価検証との答弁がありました。いわゆるPDCA、計画・実施・検証・改善のサイクルを目指して目標の達成に向かってきたということだと思います。平成31年度の最終年度は、未達成事業の取り組みを含めていく答弁がありましたが、全て取り組むと、これ考えて、把握してよろしいのでしょうか。それとも、検証した結果、次期計画、まだこれは発表されていないんですけれども、次期計画に計画を立てて取り入れるという形になるのでしょうか。その辺をちょっと伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） ご質問の未着手事業についてお答えいたします。

平成29年度の実績では、4事業が未着手となっております。平成31年度末までに3事業が着手予定でありますので、残りの宅地造成事業につきましては、子育て支援住宅整備事業を優先して取り組んできたことから、事業に着手しておりません。

第2次まち創生総合戦略策定に当たりましては、KPIや成果目標への達成度に対しまして評価検証しながら、少しでも人口減少へ歯どめがかけられるよう、着手・未着手にかかわらず全ての事業につきまして、継続して取り組むかどうか検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 先ほど、私の質問の中で「未達成」と言ったんですが、これ未着手事業でしたね。それに対して答弁していただいて、感謝しております。

それでは、再度答弁の中で質問をさせていただきたいんですけれども、第2次まちの創生総合戦略策定、今、これについて前向きに検討していくという答弁をいただいたと思います。

そして、平成31年度末までの未着手事業の件なんですけれども、那珂川町まち・ひと・しごと創生戦略事業では42事業、先ほどから出ていますけれども、42事業ありますが、小川庁舎跡を活用して計画されている子育て支援住宅整備事業を優先して取り組んできたことから、宅地造成事業の1つだけが平成31年度末までに事業に着手することができず、未着手事業になるということで把握してよろしいんですか。トータルしてちょっとまとめますと。1つだけという形でよろしいんですか。ちょっと確認します。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） お答えいたします。

42事業のうち、宅地造成事業を除きます41事業を実施することとしておりますので、1つだけということになります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 了解いたしました。

42のうち41着手ということで、事業計画した、本当は100%がすばらしいんですけれども、これは評価に値するのではないかと思います。

しかし、繰り越しというか残ってしまったので、これは棚上げすることなく、この造成宅地事業というこれしっかりと、定住・移住については大切な事業だと私も思っていますので、事業計画の中にしっかりと盛り込んで進めていっていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、まち・ひと・しごと創生戦略についての質問を終わりにいたします。

続きまして、通告書の3番目、防災情報の発信について質問をいたします。

小川庁舎の解体に伴い、屋上の屋外拡声装置を小川体育館と小川図書館の間に移設いたしました。屋外拡声装置においては、聞こえにくい地域が多く、防災対策においても早急に対応すべきであると思います。

そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目は、現在、屋外拡声装置は小川地区では16基、馬頭地区では25基が設置されていると思いますけれども、聞こえにくい地域が多いため、屋外拡声装置を増やす考えはあるのか、お伺いをいたします。

2点目は、町民への緊急放送を含め、情報伝達について町の考えをお伺いいたします。

3点目は、平成29年9月の定例会で、私が一般質問をいたしました音声告知機の全戸無料配布について、その後の検討結果をお伺いしたいと思います。

以上、3点を質問いたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 防災情報の発信についてのご質問の1点目と2点目についてお答えします。

旧庁舎解体に伴い、旧馬頭庁舎の屋外拡声装置につきましては、既存敷地内に設置しました。旧小川庁舎の屋外拡声装置は、小川体育館と小川図書館の間に移設いたしました。移設後の屋外拡声装置は15メートルの鋼管柱でできており、町内に設置しているものと同様の規格となっております。しかしながら、旧小川庁舎に設置されておりました屋外拡声装置は屋上に設置されていたため、地上から約20メートルの高さがありました。移設後のスピーカーの位置が下がったことにより、以前より聞こえにくい地域があると思われま

す。まず第1点目、聞こえにくい地域に屋外拡声装置を増やす考えについてですが、屋外拡声装置は、ケーブルテレビ加入者宅に設置されている屋外告知受信端末で告知放送したものを、屋外に放送できるようにしたものであります。サイレン及び音声によりお知らせするシステムとなっております。

以前、小川地区に設置、運用されておりました防災行政無線は42カ所ございましたが、スピーカー間の距離が短く、四方八方のスピーカーからの音が重なり合い、聞こえづらいとの意見が多かったため、現在のシステムに切りかえた際に16基といたしました。

今後、カバーエリアを広げる場合には、屋外拡声装置の増設もしくはスピーカーを含めた屋外拡声装置の性能を上げることも考えられますが、音の重なり合いを防ぐとともに、屋外拡声装置が設置されている周辺住民に対しては、以前より大きな音となることを周知し、理解を得ることとなりますので、慎重な対応が必要となってまいります。

以上のことから、屋外拡声装置の増設につきましては、聞こえにくい地域の特定、その対策につきまして、今後、現地調査等を踏まえて検討してまいります。

2点目、町民への緊急放送を含めた情報伝達についてですが、音声告知放送は、屋内の音声告知機や屋外の拡声装置により、サイレンや放送によって災害等の緊急情報の伝達や、公共の業務や地域の情報を適正にして、早期に伝達するものとなっております。また、放送の内容については公共的なものとなっております。大雨等による災害を想定した場合、注意喚起、避難勧告発令等の際には、屋外のスピーカーからの放送は聞こえにくいことが想定され、

屋内告知機による情報伝達が有効と考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 次に、3点目、音声告知機の全戸無料配布についてですが、こちらにつきましては、平成29年9月定例会での一般質問において答弁いたしました。ケーブルテレビ施設につきましては、幹線の整備も含めた更新を行う時期に来ております。音声告知機の全戸配布につきましても、これらの更新に合わせた整備を検討してまいりますとの答弁をいたしました。その後、平成30年3月に策定いたしました第3次那珂川町地域情報化基本計画の中で、今後のケーブルテレビ施設整備について方針をお示ししております。その中で、幹線の整備につきましては、全線光ケーブルによるFTTH方式による整備を基本とし、機器等の更新につきましても、幹線整備とあわせて機器選定を行うこととしております。

なお、時期につきましては、財源の確保、今後の技術革新等を見きわめ、第2次那珂川町振興計画後期計画の期間中での整備を目標としております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） それでは、順次再質問させていただきます。

まず1点目の屋外拡声装置を増やす考えについての答弁に対して再質問をいたします。

小川庁舎の屋外拡声装置についても答弁がありましたように、20メートルから移設して15メートル、5メートル減ってしまったということで、以前より聞こえにくくなったというのも、私は住民より耳にしております。聞こえにくい地域の特定、対応について、現地調査等を踏まえ今後検討していくとの課長の答弁がありました。

これは一例なんですけれども、千葉県の流山というところがあるんですが、各自治会の協力を得て、市民に調査のアンケートを2回実施しています。1回目はどういうことかという、現時点で聞こえぐあいの悪いところを調査したんですね、現在というのはどんなぐあいですかと。回答率は29%だったと聞いております。数カ月置いて、2回目はアンケート調査で音声が届かなかった地域を、音量と向きを調節した改善試験と新型のスピーカーの性能試験を実施した結果、当初の29%から50%と向上しています。

また、那須町では、聞こえづらいときには電話音声案内サービスというのをやっている、

放送内容を確認できるようになっています。例えば、放送が鳴って聞こえづらいという場合に、指定の電話にかけると音声案内で、それが流れてきたやつが聞けるというようなサービスですね。この音声サービスは多くの自治体で行っています。先ほどアンケートの例に挙げた流山市でも行っています。

そこで、町でもアンケート調査の実施や電話音声案内サービスなどの考えについてお伺いします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） まず、アンケート等の考えについてであります。状況を確認するために有効とは考えております。ただ、聞き取り調査というものもよいのではないかとというようなことも考えておりますので、両方含めて、アンケート、あるいは聞き取り調査ということでの現地調査をしたいと考えております。

それから、電話音声案内サービスにつきましては、県内でも実施している市町村があるということを承知しております。しかし、町につきましては、町の屋内告知機に録音機能がついているため、内容についてはそれで確認できる。ただ、加入率が低いということで利用できない方がいるということを承知しております。

また、電話音声案内サービスにつきましても、当然であります。費用等がかかってくるということでありますので、今現在は電話音声案内サービスについては検討を行っておりません。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 今の答弁の中ですと、アンケート調査ではなく聞き取りにくい場所を足を運んで現地調査して調査していくという形。調査していただくことに対しては感謝していますので、聞こえにくいところ、かなり声が集中していますので、その辺しっかりと対応していただきたいと思います。

また、音声サービスについては、町では検討していないという答弁がありました。これについては、音声告知機は確かに録音されていますけれども、全体で70%、音声告知機は。小川地区では約50%、音声告知機が入っていますので、かなりの住民の方がそういう形で不便になると思うので、ぜひとも、できなければ違う形でも検討していただければと要望して、この質問を、1番目の質問を終わりにしたいと思います。

次に、2点目の町民への緊急放送を含めた情報伝達について、再質問をいたします。

大雨のときや夜などは、ほとんどの人が家の中、屋内にいるわけですから、屋外スピーカーからのサイレンなどは聞き取れるかもしれませんが、放送内容が明確に聞き取れるかという点、大多数の世帯で聞き取りにくい可能性があると思います。答弁でも、屋内告知機による情報伝達が有効と考えるとありましたが、ケーブルテレビに加入している世帯は音声告知機があるわけですから、もちろん。先ほどおっしゃったように、ことしの1月31日現在で、馬頭地区で92.3%、小川地区で51.1%ケーブルに入っていますので、屋内の音声告知機があるという形ですよ。

多くの町民に情報伝達をしていくには、ケーブルテレビの未加入世帯、特に50%なので小川地区が加入が低いので、小川地区への加入促進に努めると理解してよろしいのでしょうか。または、別の考えがあるのでしょうか。その辺をお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 小川地区の51%という数値、低いということで、加入促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 加入促進に努めていただくということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3点目の音声告知機の全戸無料配布について再質問をいたします。

第3次那珂川町地域情報化基本計画では、現在の幹線の整備はHFC方式、お話ありましたように光ケーブルと同軸ケーブルのハイブリッド方式の答弁がありました。これ実際、今やっているのがそうなんですけれども。全線光ケーブルのFTTH方式、これも今度変えるということで今計画しているんですけれども、これは平成34年度から平成36年度の期間で工事を行い、平成37年度より運営開始となっています、この基本計画では。このFTTH方式は、幹線の途中でも電源の供給が要らないので、停電など災害にすごく強いんですね、ちょっと私も調べたんですけれども。落雷等の被害も少ない、電氣的なノイズも最小限に抑えられると。これ本当にすばらしい、当時ではかなりコストがかかったんですけれども。

そこで、質問をいたします。

答弁の内容から、幹線の整備を含めて音声告知機の全戸配布の目標は、平成36年度までには整備の完了を目指していると考えてよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） ご質問の全戸配布の目標年度についてお答えいたします。

更新事業につきましては、平成33年度からの第2次那珂川町振興計画後期計画に盛り込んでいきたいと考えております。音声告知機の全戸配布につきましても、現時点では後期計画中の平成36年度事業完了を目標としていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） それでは、ただいまの答弁について再質問をいたします。

平成36年度事業完了を目標としているとの明確な答弁がありましたので、その点につきましては了解をいたしました。しかし、日々の技術の進化により、現在、音声告知機の型も10年以上たしかたっていると思うんですね。更新時期には多機能型のさまざまな機器が出ていると考えられます。ああいう、今の告知機関係は日進月歩が激しいので。更新機器について、現状と同じスタイルで情報伝達をするという形にはいかないと思うんですけれども、その辺、もし今の時点で考えがあるとしたら、更新機器についてどのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 更新機器のご質問にお答えいたします。

現在の音声告知機は、導入から既に10年が経過しております。議員ご指摘のとおり、音声告知機だけでなく情報関連機器は日々進化しておりますので、情報伝達の防災情報のシステムはいろいろなものがございます。今後、機器選定を進めていくこととなりますけれども、当町の情報伝達に最適な機器を選定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） いろいろな選定をするとの答弁がありました。

そこで、もう1点だけ再質問させていただきたいんですけれども、情報伝達に適切な機器を選定していくと答弁がありましたけれども、機器や幹線ですね、F T T Hの幹線の整備等を含めて、今後事業というのはかなりの予算になると思います、これ、億単位で。この事業を行うに当たって、町としては財源、お金ですね、どのように今考えているか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 財源についてのご質問にお答えいたします。

第3次地域情報化基本計画でも触れておりますけれども、財源につきましては財政負担を少しでも軽くするため、幹線の更新に関しましてはケーブルテレビの光化に関する補助金、情報伝達に関しましては防災関連の補助金など、さまざまな補助金の活用を視野に入れまして、事業実施時には最も有利な国・県の補助金等を活用いたしまして、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 国や県の補助金を積極的に活用して、財政確保に努めるとの答弁がありました。ぜひ、財政状況が当町は厳しい中ですので、いろいろな補助金を活用して事業を行っていただきたいと思います。強く要望いたしまして、3項目めの防災情報の発信についての質問を終わりにいたします。

続きまして、最後の大きな項目、4項目めです。国道293号線の整備事業についての質問をいたします。

この質問は、以前に大金 清議員も一部触れたと思いますけれども、今回、私が質問いたしますのは、これから3項目についてお伺いしますけれども、国道293号線に関する事業は、これは本当県が管理しています。もちろん、町は管理して運営するということはできませんので、これは重々承知です。ですが、町の活性化には、国道293号線の整備は重要であると私は考えます。

そこで、3点伺います。

1点目、国道293号線の整備状況についてお伺いをいたします。

2点目は、東戸田付近から約3キロの歩道未整備区間についての考えをお伺いいたします。これは東戸田付近3キロとは、旧293号線とバイパスがあるローソン付近ですね、から西に走るとゴルフ場、ジュンゴルフ場があると思うんですけれども、その入り口までを約3キロという形で私はここに載せております。

3点目は、交通量が多い国道293号線の整備について、町はどのように考えているのかをお伺いいたします。

以上、3点をお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 国道293号整備についてのご質問にお答えします。

まず1点目、国道293号の整備計画の状況についてですが、道路管理者は栃木県になります。那珂川町内の国道293号の総延長は約21キロメートルで、要望などによる改良が必要な箇所は、矢又地区約2キロメートル、三輪地区約3キロメートルとなっております。このうち、計画が入っているのは三輪地区と聞いております。

次に、2点目、東戸田付近から約3キロの歩道未整備区間についてですが、先ほど述べた三輪地区がこれに該当します。栃木県烏山土木事務所によれば、この三輪地区は3工区に分割され、平成28年度から地権者説明会を実施し、一部の工区については道路詳細設計まで完了したと聞いております。

3つの工区分けの詳細は、一番東側、旧道との合流点から那須烏山市方向の900メートル区間を1工区、一番西の那須烏山市境界側1,200メートルの区間を2工区、2つの工区に挟まれた区間900メートルを3工区としているとのこと。1工区については、道路全幅11.25メートルで、北側に2.5メートルの片側歩道。2工区と3工区については、道路全幅10メートルで、歩道は設置されませんが、両側に歩道にかわる、幅が1.75メートルのゆうゆう路肩で整備されると聞いております。また、整備の順番については、1工区を最優先に、その後2、3工区の順で整備していくと聞いております。

次に、3点目、交通量が多い国道293号の整備について、町はどのように県に要望しているのかについてですが、国道293号は茨城県と栃木県を結ぶ幹線道路であり、その2県の沿線10市1町で国道293号整備促進期成同盟会を立ち上げております。那珂川町はこの同盟会の事務局を受けており、毎年、各構成市町より改良などの要望を集約し、栃木県と茨城県を交えて総会を開催し、国土交通省などに要望活動を行っております。平成30年度においても、三輪地区と矢又地区を要望いたしました。

今後も、同盟会を通じ一日も早く工事着工されるよう、粘り強く要望してまいります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） それでは、順次再質問をいたします。

まず1点目の国道293号の整備状況について再質問をいたします。

整備状況については、要望必要な箇所、町内21キロの中で先ほど答弁ありました矢又地区

の2キロと三輪工区の2カ所のうち、三輪だけが計画では上がっているという、今、課長の答弁がありました。計画に上がっている三輪工区については、この後の項目で詳細に質問させていただきますので省きます。

しかし、21キロの町内の区間で残された矢又の2キロ区間、これがまだ計画にも上がっていないし、県としても話し合いはしているかどうかはまだ、要望しているということなんですけれども、残る矢又地区の2キロの区間についても、この期成同盟会を通して、那珂川町としてはぜひともこれは完成しないと、この293というのはいけないと私も強く思っております。

引き続き、県に強い要望活動を続けていくようにぜひお願いしたいと思うんですけれども、先ほどお願いすると答弁はありましたけれども、これは期成会の中でも強く発信をしていただきたいと思うんですけれども、その辺、再度確認をいたします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 再質問にお答えします。

矢又地区についても改良計画が策定されるよう、県に対し要望していくのかというご質問についてですが、先ほども答弁いたしましたとおり、毎年、国道293号線整備促進期成同盟会においてもその箇所を上げ、要望しております。今後も、早期に計画策定がなされるよう、機会あるごとに県に対し粘り強く要望してまいりたいと思います。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） ぜひよろしく申し上げます。

次に、2点目の東戸田付近の歩道未整備区間について再質問いたします。

管理者の県の土木事務所は、3工区に分けて整備をしていくと町は聞いていると、先ほど答弁がありました。1工区900メートルについては、片側歩道として整備をする。2工区と3工区については、ゆうゆう路肩という言葉が出ました、それで整備をする。1工区は縁石がある歩道とはわかるんですけれども、2工区と3工区の路肩の幅が1.75メートルのゆうゆう路肩とは、どのような説明を受けているのか、再度お伺いします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 再質問にお答えいたします。

ゆうゆう路肩の構造についてですが、中央線、いわゆるセンターラインから両側に幅3.25メートルの幅の車道、その外側に外側線、いわゆるサイドラインというものが引かれ

まして、そこから1.75メートルのゆうゆう路肩という構造になります。この路肩には、車道と歩道を隔てる縁石は設置されません。また、この路肩は車道と同じくアスファルト舗装がされると聞いております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） それでは、先ほどの課長の答弁について再度質問いたします。

三輪工区の要望活動の中で、1工区同様歩道があれば、2工区も3工区も、今答弁の中では歩道がないという答弁があったんですけども、歩道があれば歩行者や高齢者の自転車に対しても安全であると思います。2工区と3工区も歩道に対して、期成同盟の中で、町は県に対して強く要望はその辺はしていたんでしょうか。この区間というのは、中学生も通学路になっているんですけども、今、危なくて、全員の子供たちを父兄が送っている状態です。自転車で帰っている人は一人もいないと、中学校へ行って確認をしております。

ですので、町としてはどのような形で要望していたのか。強く要望してというのは、本来ですと当然なんですけれども、その辺はちょっと未確認なので、課長の口からどのような形で要望したのかお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） ご質問にお答えします。

2、3工区についても、1工区同様に歩道整備を要望したのかということについてお答えします。

先ほどもお答えした整備促進期成同盟会においても、以前より歩道設置による歩行者、自転車の安全確保ということで要望活動を行っております。2、3工区がゆうゆう歩道となったことについては、事業者である県にて検討された結果と聞いております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 今、答弁の中では、町も一生懸命要望していたという答弁がありました。県の検討の結果、ゆうゆう路肩という形になって、2工区と3工区がなくなってしまったということで、これは了解いたしました。先ほども言うように県が管理ですので、町が要望しても、こうですよと言われればこれはどうにもならないんですけども、非常に残念なんで

すけれども、了解いたしました。

では、再度質問いたしますけれども、三輪工区の1工区が計画に上がっている、2、3が上がっていると聞きしたんですけれども、三輪工区の工事の時期については、県の土木事務所よりどのように町は聞いているのかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 三輪工区の整備時期についてでございますが、先ほども申したとおり、1工区を優先で整備したいと聞いており、その整備時期については、現在工事が行われております那須烏山市上川井工区が終了後に予定していると聞いております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 了解しました。

確かに今、上川井地区で工事をやっていますので、終わり次第に三輪地区に入ると、そういうことで了解いたしました。

それでは、3点目の国道293号の整備について、どのように県に要望しているかについて、再質問をいたします。

平成30年度においても、三輪工区と矢又工区は引き続き要望していくと、三輪工区は計画に上がっているとの答弁あったんですけれども、三輪工区、矢又工区の2カ所以外で、国道293号整備促進期成同盟会を通して、道路改良舗装工事についてほかに要望している場所等があればお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 三輪、矢又工区以外にも道路改良工事などを要望している場所があるかというご質問にお答えします。

現在、国道293号において、三輪、矢又工区以外に要望している箇所はございません。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） この2カ所、三輪、矢又以外には道路改良工事等などは要望していないという答弁がありました。了解いたしました。

最後に、那珂川町というのは国道は3本通っています。今回、私は293しか質問していま

せんけれども、ほかに対しても別にこれは重要ではないというわけで質問したわけではあり
ませんので、この場で3本に関しても強く、整備に関しては力強くお願いしたいと思います。

以上で、今回私が大きく分けて4点に上げた一般質問の全ての質問を終わりにいたします。

○議長（小川洋一君） 7番、鈴木 繁君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 川 俣 義 雅 君

○議長（小川洋一君） 4番、川俣義雅君の質問を許可します。

川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 4番、日本共産党、川俣義雅です。

3項目について質問をいたします。

第1に、就学援助の利用の後押しについて。

第2に、教職員の長時間勤務の改善について。

第3に、馬頭処分場への放射性物質に汚染された廃棄物の搬入問題についてです。

まず、第1項目の就学援助利用の後押しについてです。

少子・高齢化が急速に進む中、子育て支援は町にとっても最重要課題の一つであると思
います。ひとしく教育を受ける権利の保障が、国と地方自治体と保護者に求められていると思
います。そして、お金の心配をしなくても子供たちが安心して学校生活を送れるように、こ
んな思いでつくられたのが就学援助です。町の政策でも、第2次町総合振興計画なかかわ
「元気」ビジョンの中で、子育ての家庭の経済的負担の軽減を図るため、支援の充実を図り

ますと書かれています。この就学援助を、必要としている家庭にしっかり届けてあげたいと思います。

そこで、3点伺います。

1点目は、就学援助制度の位置づけ、意義について、町長の基本的な考えを伺います。

2点目は、町で行っている就学援助の項目と金額、利用者数とその推移について伺います。

3点目です。日本共産党は毎年行っている予算要望で、就学援助制度について全保護者に知らせ、制度を充実させることを申し入れてきていますが、町は保護者にいつ、どのように制度の周知を行っているか伺います。

以上、お願いいたします。

○議長（小川洋一君） 教育長。

〔教育長 小川浩子君登壇〕

○教育長（小川浩子君） 就学援助利用の後押しについてのご質問にお答えします。

まず1点目、就学援助制度の位置づけ、意義についてですが、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者への援助については、学校教育法第19条の規定により、適切に実施されなければならないとされております。子供が健やかに育成される環境の提供と、教育の機会均等を図るため、保護者の経済的負担が軽減されるように、就学における必要な経費の一部を援助しています。生活保護受給世帯である要保護者の就学援助は国による補助対象ですが、準要保護者の就学援助は自治体独自で行っています。

次に、2点目、援助項目と金額、利用者数及びその推移についてですが、就学援助費の項目は、学用品費、新入学用品、それから校外活動費などであります。金額は国庫補助の単価に準じて毎年決定しております。平成30年度の認定者数は86名で、パーセントにしますと8.1%です。推移については、平成27年度は105名、9.1%です。平成28年度は88名、8.5%。平成29年度は83名で、8.1%であります。

次に、3点目、保護者への制度の周知と時期についてですが、新入学児童・生徒の保護者には、入学説明会や入学の際に周知をしておりますが、さらに来年度は4月に、全児童・生徒の保護者に周知する予定であります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 再質問をします。

2点目についてなんですが、生活保護を受けている家庭に対しては要保護、それに準ずる生活が困難な家庭については、準要保護ということで援助がされていますが、自治体によって準要保護の基準が違うというふうに聞いています。那珂川町の基準はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） お答えします。

那珂川町では収入を基準とはしておらず、町民税の非課税世帯とか、国民年金の掛金が減免された世帯などが該当しております。例えば、扶養している人が多い方などは該当する可能性はあると思います。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 制度をよく知っているかどうかということで、受ける可能性があるのにもかかわらず、その就学援助を申し込めないという家庭もあるというふうに思います。

それと、その基準については収入ではないということなんですが、いかがでしょうか、那珂川町と比べてもっと基準が緩和されている、そういう自治体が県内にあると思いますか、それともなかなかそれは難しいですか、お聞きします。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 準要保護認定に当たって、生活保護基準を参照にして判定している市町は11、県内11ですね、宇都宮市など11市町。用いていないのは那珂川町など14市町ということになります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 生活保護基準に照らして、それを基準にして設けているのは11、そうではない基準でやっているのが14というお答えでした。どちらが受けるほうにとって有利なのか、私には今のところわかりませんが、できるだけたくさんの方が、経済的な心配を余りすることなく子供を学校に通わせることができるように、町としても努力していただきたいと思います。

それで、3点目に関してなんですが、私たちが要望していたように、全ての保護者に今年度については、この制度についてお知らせをするということになっています。非常に前進的

な取り組みだというふうに思います。

さらに、質問なんです、その説明をする文の中に、自分の家庭は受けられるのか受けられないのか、そのわかりやすいような基準を書かれてはどうかというふうに思いますが、結局、制度があってもそれに該当するかどうかという判断、きちんとできなければ躊躇してしまいますので、それらが判断できるような、そういう書き方をしていただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 先ほどもお答えしておりますが、4月からは全児童・生徒の保護者に周知をするということで予定をしております。

今回、先ほどもお答えしましたが、収入を基準として判定しているわけではございませんので、幾ら幾らが該当しますよということにはならないという考えでおります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） なかなか、親がどういうふうに判断するのかなと難しいような気もするんですが、保護者ができるだけその援助を受けられるか受けられないか、それに合致するかどうか判断できるような、そういう資料にしていきたいというふうに思います。

最後なんです、就学援助の申し込み、これは学校に申し込みを出すということになると思うんですけども、用紙を出す子と出さない子がいる。受けている子が少ないので、数%ですから、先生にその申込書を出すという子供は少人数だというふうに思いますが、出すことによっていろいろ、あの子は出したというふうにほかの子供たちからいろいろ言われると、それから、我が子だけが出すということについて躊躇するという親御さんもいると思われま

す。

それで、できれば、その就学援助を受けるか受けないか、その返事も含めて全ての児童が担任の先生に出すように、用紙の返答を出すようにしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 申請につきましては学校を通じてということで、議員さんおっしゃるとおりなんですけれども、個人のプライバシーのこともありますので、あと手続が難しいということもありますので、今のところ、全員に該当するかしないか出していただくという考えは、今のところは持っていません。今後の検討になると思います。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 結局、恥ずかしくて出せないとか、ほかの子に何か言われるんじゃないかという、そういう戸惑いがやっぱり考えられるわけです。ですから、そういう保護者や子供たちの心配がなくなるような、そういうやり方をぜひこれからも検討してやっていただきたいというふうに思います。

質問の第2項目めに入ります。

教職員の長時間勤務の改善についてです。

いじめや虐待がマスコミで連日のように報道され、大きな社会問題となっています。その中で、学校の果たすべき役割、ますます大きくなっているのにもかかわらず、期待に応え切れないのが今の学校の現状ではないかと思われまます。顕著になっている大きな問題が、教職員の異常な長時間勤務です。政府も昨年、「教職員の長時間勤務を早急に是正する」を掲げました。学校の先生たちが置かれている状況の一端を明らかにして、子供や保護者の期待に応えられる学校に向けて、町はどんなことをすべきなのか、あるいはどんなことをやめるべきなのか、ただしたいと思います。

1点目は、小・中学校の教職員の長時間勤務について、基本的な考え方を伺います。

2点目は、町の教職員の勤務実態について、教育委員会がどのように把握しているか伺います。

3点目は、長時間勤務が常態化してきた原因をどのように捉えているか伺います。

4点目は、教職員の長時間勤務が子供たちの教育にどのような影響を与えていると考えるか伺います。

5点目は、長時間勤務の改善に向けての考えを伺います。

以上、お願いいたします。

○議長（小川洋一君） 教育長。

○教育長（小川浩子君） ご質問の教職員の長時間勤務の改善に向けての質問にお答えします。

まず1点目、小・中学校の教職員の長時間勤務についての基本的な考え方についてですが、現在、教職員の長時間勤務が一層深刻になっている中、教職員がみずからの人間性や創造性を高め、やりがいを持って勤務し、子供たちと向き合う時間を十分に確保でき、教育の質を高めていける勤務環境の実現を目指して、栃木県教育委員会は今年1月8日に、学校における働き方改革推進プランを策定しました。当町でも県の指針に基づき、さらなる教職員の勤

務環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、町の教職員の勤務実態についてですが、昨年7月に栃木県教育委員会が実施した県内の公立学校に常勤する全ての教職員を対象とした調査によりますと、当町の教職員の平日一日平均4時間以上の時間外勤務をしている教諭等が約2割となっております。その主な仕事は、教材研究、授業準備、提出物等の処理、中学校では部活動の指導などでありました。

次に、3点目、長時間勤務が常態化してきた原因についてですが、社会情勢や教育環境の変化により、学校に求められる業務が多様化しています。業務量が増えた上、授業準備や教材研究、報告書の作成、児童・生徒指導や外部との対応などに時間を要しているのが原因と考えられます。

次に、4点目、長時間勤務が子供にどのような影響を与えるかについてですが、業務が多様化する中、児童・生徒と向き合う時間を確保し、将来を担う子供たちの中にも長時間勤務が子供たちの教育に影響を与えないよう、適正な勤務体制にしていきたいと考えております。

次に、5点目、長時間勤務の改善に向けての考えについてですが、教職員の働き方改革については、家庭や地域の人々とともに子供を育てていくという視点に立ち、引き続き人員の確保に努め、業務を精選、効率化して、家庭の役割、責任を明確にしてなど、業務に専念できるよう、保護者や地域の皆様のご理解もいただきながら、県の学校における働き方改革推進プランをもとに、教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 再質問をします。

2点目、3点目にかかわっての質問です。

一般に労働者は8時間勤務を超えると残業となり、手当が支払われることで長時間労働に歯どめがかかるということになっています。では、教職員の残業手当はどうなっているのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 支給はされていないようでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 教職員には残業手当というのがありません。教職調整額4%というのが支払われていますが、これは教職にかかわる特殊な勤務ということで支払われているので、残業代ではないということが明らかになりました。

そもそも、教員の授業負担は1日4コマ、週に24コマとされ、これは週6日学校があった時代ですね。それを満たすよう定数配置が行われてきました。1日に4時間授業を持ち、残りを教科外の指導、給食とか掃除とか、子供たちを指導する場面というのはたくさんあるんですけれども、そういう教科外の指導、授業の準備、会議、打ち合わせ、それからそのほかの公務などに充てるという考え方です。そういうことで、1日4コマがふさわしいというふうに考えられてきました。

では現在、教員の持ち時数は、那珂川町の場合も含めてですが、どうなっているでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 先生方の1週間当たりの持ち時間数なんですが、中学校は専科制ということで専門ですが、平均で20時間、小学校は担任制ですが、平均で26時間ということになってございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 26時間、小学校の先生たちは授業を平均して持っている。今、5日制ですから、そうすると1日に5時間以上、あるいは6時間の日もあるということになります。これでは、勤務時間中に授業の準備に充てる時間は足りません。残業代が出ない、それから教材研究に充てる時間が足りない、それが今の学校で働く先生たちの実情だということが明らかになったと思います。

そして、次の質問なんですが、持ち時間の増加だけでなく、教員の負担が年々増えてきている、先ほどの教育長の答弁の中にもありました。以前には余りなくて、近年増えてきた業務として、どんなものが具体的にありますか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） お答えいたします。

近年、学校に課せられている業務、どのようなものがあるかということですが、教員の研修参加、それから教員免許の更新がこれ、大きいと思うんですけれども、そのほか、平成32年から新学習指導要領が変わりますので、これにかかわる研修が増えているような状況でござ

ざいます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 先ほど、教育長の話の中にはありましたけれども、社会情勢の変化ということで、例えば不登校やいじめ、子育てへの不安、そういうものに対して教員が保護者と対応する、そういうことは以前には余りありませんでしたが、近年は非常にそういうことが増えていると思います。

それから、今の課長の中にあつたかどうかわかりませんが、教員免許証の更新が、そういう制度ができました。それから道徳教育が教科化されました。さらに、小学校には英語が導入されています。そういうことが、教員のさらなる負担を増やしているというふうに私は考えます。

それから、町で行っている施策として、特色ある学校づくり、学校マニフェストの公表、学校経営の評価公表、町独自の学力テスト、那珂川スクール、家庭学習の習慣化など、これも挙げれば切りがないほどたくさんの項目が並ぶというふうに思っています。

その中で、学力の向上が叫ばれ、全国学力テスト、県のテスト、そして町のテストと、子供たちがテスト漬けにされているという実態があります。その対策も教員の長時間勤務に輪をかけているのではないのでしょうか。学力向上に向けて、町の教育委員会としてはどんな取り組みをしているのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 時間外労働を減らすということでございますけれども、来年度から公務支援のソフトを導入して、例えば通知表はパソコンで印刷が可能とか、児童・生徒のふだんの状況なども、そのパソコンに入力すれば教員全体で共有ができるようなこともありまして、そういう部分でも勤務時間の短縮にはつながっていくのではないかと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 学力向上に向けてということではないかなというふうに思っているんですが、先ほども言いましたように、全国学力テストだけではなくて、県の独自のテスト、それから町のテストというふうになっていますが、実は県独自で行ってきた学力テストを最近やめた県が5県あります。神奈川県、長野県、岐阜県、奈良県、広島県です。これらの県

では、県独自のテストをやっても、子供たちを点取り虫に追い込むだけではないか、学力テスト、県独自のテストが本当に子供たちの学ぶ意欲の向上、勉強しようとする意欲、生きる力に役立たないのではないかというふうに考えているからではないかと、私は考えています。この学力向上を叫ぶことによって、先生たちが子供たちを追い立て、自分たちも競争に駆り立てさせられているというふうに思います。

今のそういう状況の中で、教員が心にゆとりを持って子供や保護者に接することができるような状態になっているかどうか、どう思いますか。

○議長（小川洋一君） 教育長。

○教育長（小川浩子君） ただいまの質問にお答えします。

今のお話は、本当に私も身にしみる思いで聞いております。学力向上に関しては、学力向上推進リーダーという教員がおりまして、何校か回って、それが仕事なんですね。それで、学力向上を、先生方の手助けです。どんなふうに授業を展開したらいいとか、こんな資料を使ったらいいとか、そういう推進リーダーがおります。それから、県のほうでもそういうアドバイザーが訪問してくださいます。

ただし、そのために先生方が忙しいとか、大変だという、そういう思いにならないようになるべくしたいと思っておりますけれども、本当に子供たちの現状を見ますと、私も常々揺れるときがあるんです、本心を言いますと。

ただ、学校教育、学校というのは学ぶ場所なので、遊びに来るところではありません。ただ基本的な、基礎的な学力がついていないと、社会に出たときに、これはまた大変な問題なんですね。本当に基礎学力、社会に出ても大丈夫なような学力だけはつけてあげたいという思いでおります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 今、基礎学力という言葉が出ましたけれども、本当に基礎学力のためにこの学力テストがなっているのかどうか、そういうことをきちんと検証していただきたいなというふうに思います。

ことしの私に届いた年賀状の中で、こんな文がありました。「教育界のブラック体質に注目が集まっています。真面目な先生の熱意や愛情が、ブラック体質を増長させているような論調も見られますが、私は違うと思います。子供たちに相對しているときは、先生にとって

充実した楽しい時間です。それ以外のところに先生方の悩める原因があると考えます。同学年を組んだ優秀な方が、まだ30代の方です、が退職されてしまいました。泣きたくなります」。こういうような年賀状が届きました。

全国的に同じような状況があるのではないかというふうに思います。今のままでは、学校は子供や保護者の期待に応えられない、そういう危機感を私は覚えます。

具体的な質問です。町が行っている学力テスト、やめることは考えられませんか。

○議長（小川洋一君） 教育長。

○教育長（小川浩子君） ただいまの質問にお答えします。

大変大きな課題なんですけれども、これは今お伺いしました他県の様子など、その後、子供たちがどのように変容したかも検証をしつつ、検討課題としたいと思います。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） ぜひ他県の動き、なぜそういう県独自の学力テストをやめたのか、そういうことも研究していただきたいというふうに思います。

町独自で行っている取り組み、先ほど学力向上に向けてのものだけを取り上げましたが、ほかにもたくさんあります。思い切って削減しないと、学校に温かさがなくなってしまう。勇気を持って見直すことを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 教育長。

○教育長（小川浩子君） ただいまの質問にお答えします。

先ほど述べられました那珂川スクールですけれども、これも土曜日に持って行って、地域の方のご協力を得ながらという案が出ております。本当に、子供たちも授業をやった後に、また那珂川スクールで学ぶということが、子供も疲れ果ててしまうということで、子供もまた、スポーツのほうも頑張れ頑張れというふうになっていますので、そこの辺は少しずつ改善しております。

それから、私たちはあれで全て子供が、テストの結果が全てではないと思っております。子供のいい面をもう少し捉えながら教育していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 町の教育委員会の仕事は、子供たちが生き生きと学校生活を送れるよう、そして教職員が子供の教育にゆとりを持って専念できるよう、条件を整備することだと思います。本質を見失った、雑念にとらわれた、そういう施策ではなくて、教育委員会本来の仕事をしていただくことを切に願っています。

質問の第3項目に入ります。

馬頭処分場への放射性物質に汚染された廃棄物の搬入問題です。

議会の搬入反対決議を無視し、町民からの搬入の是非を問うてないとの指摘に答えることなく、放射性セシウム濃度1キログラム当たり4,000ベクレルまで汚染物質を受け入れることで、昨年10月1日、町は県と協定を結びました。しかし、多くの町民は納得していません。危険な放射能に汚染された物質が、しかも那珂川町では検出されない4,000ベクレルまで受け入れることに対し、依然として反対や心配の声がたくさん寄せられています。

一方、町長は新年の挨拶でも新聞に載りました。1月8日の賀詞交換会でも、処分場問題には一言も触れませんでした。この賀詞交換会に来賓として来た県議会議員が真っ先に環境保全協定に触れたのは全く対照的でした。

また、1月に町が発行した69ページに及ぶ町の「暮らしのガイドブック」でも、各課の業務内容にわずかに県営最終処分場の文字があるだけです。付随している地図にも、施設案内にも全く載っていません。処分場への取り付け道路工事が進められている中で、町民の不安に答えられない態度は、かえって不安を助長させているのではないかと思います。町民の疑問に誠実に答え、理解を得ようと努力するのが町長の責務ではないかと思います。

以下、まず4点にわたって伺います。

1点目は、4,000ベクレルまで受け入れるとする理由に関してです。

「グリーン・ライフなかがわ」46号で繰り返し、廃棄物の排出実態を踏まえて放射能濃度4,000ベクレル毎キログラムまで受け入れると述べていますが、その排出実態というのは、県内の産廃を現在福島県の処分場に持ち込んでいるものの放射能濃度のことだと理解しています。そして、町長の説明によると、3,000から4,000ベクレルのものはその中の1%で、95%は2,000ベクレル以下ということでした。その実態からすると、受け入れ基準は2,000ベクレルにすべきではないかと思われませんが、町長は議会での答弁で、4,000ではなく2,000ベクレルという基準にするとコストが相当かかると述べています。9月議会での答弁です。

まず、基準を下げるとコストがかかるという根拠を伺います。

2点目は、指定廃棄物に関してです。

町長は、8,000ベクレル毎キログラム以下の廃棄物の搬入については長い間言及を避けてきましたが、8,000ベクレルを超える、いわゆる指定廃棄物については、入れないと繰り返し表明してきました。それであるならば、環境保全協定にもそのことを盛り込むべきではないか。18条を変更して、変更規定を使って、一度でも指定廃棄物となったものは受け入れないと明記すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

3点目は、これも「グリーン・ライフなかがわ」46号に書かれていることです。

馬頭処分場への放射性物質に汚染された廃棄物の搬入について、おおむねご理解いただいているものと考えていますと書かれています。何か所も出てきます。なぜそのような見解なのか、理解をいただいているとする根拠を伺います。

4点目は、これも町民の理解に関してですが、同じく「グリーン・ライフなかがわ」46号で、汚染廃棄物の搬入問題についてこう書かれています。今後ともできる限り多くの住民の皆様のご理解とご協力を得られるよう努めていきますと。町民の理解、協力を得るために、具体的に何をしようとしているのかを伺います。

以上、お願いいたします。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） それでは、川俣議員のご質問にお答えします。

馬頭処分場への放射性物質に汚染された廃棄物の搬入についてのご質問にお答えします。

まず1点目、搬入レベルは2,000ベクレル毎キログラムになるのではないかと、2,000ベクレル毎キログラムにするとコストが相当かかるとの考えの根拠についてですが、まず搬入レベルについては、これまでの議会質問で答弁したとおりでございます。

また、コストが相当かかるということについては、一般論として、搬入レベルが下がれば事業者の費用がかかるのではないかと認識からのものでございます。

次に、2点目、一度、指定廃棄物となったものは、搬入させないことを協定に織り込むべきではないかについてですが、指定廃棄物については前から申し上げておりますとおり、国が責任を持って所有すべきと考えております。今後、指定廃棄物の放射能濃度が減衰し、8,000ベクレル以下になることは考えられますが、指定廃棄物の処理責任者は国であることから、放射能濃度が下がっても搬入させることはありません。受け入れの際は、国の指定について確認することになりますので、協定に盛り込む必要はないと考えております。

次に、3点目、搬入に対しておおむねご理解をいただいているものと考えている根拠についてですが、前回の町長からの答弁でもお答えしたとおり、おおむねご理解をいただい

ると認識しております。また、昨年6月末から7月上旬に住民説明会、その後、縦覧、意見募集期間を設け意見をいただき、県・町の考えをお知らせいたしたところでございます。

次に、4点目、ご理解を得られるよう具体的な方法についてですが、昨年10月に町と県が締結した環境保全協定に基づき、それぞれの役割の中で県営処分場の建設や運営、維持管理等に関する情報をホームページや広報紙などの広報媒体を活用し、広く発信することにより、県営処分場への理解促進が深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 再質問をいたします。

1点目についてです。レベルを2,000にするとコストが相当かかる。一般論としてそうだという発言でしたけれども、これは専門家に聞いたのですか。それとも、何かで読まれたのですか。それとも、自分でただそう思ったのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま担当課長が申し上げたとおり、一般論としてでありまして、専門家のご意見を伺った、そういうことではございません。この場合、私が確信をいたしております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 私も放射能の問題について詳しい人に聞いてみました。そうしたら、4,000を2,000にすることによってコストがかかる、そういうことは全く想定できないという答えでした。一般的に、レベルを変えるだけですから、そうするとレベルを変えただけでコストがかかるということは考えられないと、私は思います。ですから、一般的にそうだと思うということだと思えます。

では、そのコストがかかるという、そのコストですけれども、費用を出すのはどこでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） この測定のコストという形ではございますが、これについては中間処理業者という形になるかと思えます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 具体的に、中間処理業者がどういうふうに費用がかかるというふうに考えているでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 測定については、県から4,000ベクレル以下、特に3,000ベクレル以下にしてくださいという指導のもと、測定するという形をとるといような形になっております。ですので、測定についてのコストについては、その指導のもと事業者が経費を払うという形になるかと思えます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 「グリーン・ライフなかがわ」で、なぜレベルを4,000にしたのかという説明の中で、繰り返し今の搬出実態に基づいてと書かれてあるんですね。いろいろ理由があるんですけども、レベルに関して言えば搬出実態、それをもとにして4,000と考えたというふうに述べているんですが、でも、搬出実態は先ほど私が申したように、ほとんどが2,000ベクレル以下なんですよ。4,000ベクレルというと、全て搬入するということになると思います。そういう危険なものまで搬入する。那珂川町には、そんなレベルの放射性物質に汚染された廃棄物はないというふうに考えます。

ですから、わざわざそういう危険なレベルのものを持ってくるのはおかしいし、コストがかかるといっても、それは町民が出すのでも何でもないと思います。なぜコストがかかるということを心配する必要があるのでしょうか。町が心配すべきは、町民の安全ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 4,000にした根拠は以前にもお答えしたとおり、環境省は8,000ベクレル以下のもの、これは普通のごみとして処分できる、それを4,000にしたということでお答えしていると思います。

そして、今、川俣議員がおっしゃったようなご意見、これはこの議員さんの中、13名いらっしゃいますけれども、この議員さんの中に少なくとも1名以上の方がそういう考えをお持ちだ、これはこういう認識をいたしております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4 番 川俣義雅君登壇]

○ 4 番 (川俣義雅君) 国のほうは、それまでの法律を、100ベクレル以上は危険だと言っていたものを、8,000ベクレルまで安全に処理できるんだという特別措置法をつくって、全国的にそういう危険な放射性物質を処分しようと、なるべく早く処分しようということ動いているのはよくわかります。

しかし、この間も町のほうでお答えしていただきましたように、何も8,000ということで線を区切る必要はないと。町と県とで、より安全ということを考えて4,000ベクレルにしたんだというお話がありました。そうであるならば、もう一步踏み出して、今の福島県に持っている産廃の基準がほとんど2,000ベクレルを下回っているということですから、4,000ではなくて2,000ということで、もっとより安全にということを考えられないでしょうか。そして、協定を変更するということになりませんかでしょうか。お伺いします。

○ 議長 (小川洋一君) 町長。

○ 町長 (福島泰夫君) ご意見としてお伺いしておきます。

○ 議長 (小川洋一君) 川俣君。

[4 番 川俣義雅君登壇]

○ 4 番 (川俣義雅君) 2点目の問題について再質問をします。

8,000ベクレル以上の指定廃棄物は、国の責任で処理すべきだというふうに述べておられました。そして、ですから馬頭処分場には入らないんだと。私は、そうは言えないと思います。

1つは、各県に1カ所ずつ指定廃棄物の処分場を埋め立てるとというのが国の方針です。今のままでは、しかし、栃木県での見通しはありません。塩谷町は断固反対をしています。今、話し合いすら行われていないという状況です。そういう中で、4,000ベクレルまでの産廃を受け入れるとなった那珂川町に、この際、指定廃棄物も受け入れてもらいたい、馬頭処分場の敷地内でも、その外側にでも、とにかく那珂川町に引き受けてもらいたいと思う、国がそういう可能性は大いにあると考えますが、町長としての見解をお伺いしたいと思います。

○ 議長 (小川洋一君) 町長。

○ 町長 (福島泰夫君) 馬頭処分場の周辺、あるいは馬頭処分場の中にそういうものを持ってこられてしまうのではないかと、危惧される、そういうお考えをお持ちの方がいらっしゃることは認識をいたしております。

しかし、私は指定廃棄物、一旦指定廃棄物にしたものは絶対に受け入れない、それから搬

入しない、こういう約束も取りつけております。約束といいますのは、協定を結んだとかそういうものではございません。県の公館で市町村長会議というものがございまして、そこで当初から私は、一旦指定廃棄物としたものは国が責任を持ってやるべきだということを申し上げておりました。その中で、昨年11月の末にあった最後の会議の中で、環境省の副大臣だったか、いらっしゃった方の一番上の方が、そのようなものは入れない、そういう発言をしてくださいました。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 町民は大いに心配しています。というのは、これも9月議会ですけれども、町長がこんな発言をしています。国の方針を否定しては、民主国家は成り立たない、そういうことを言っています。それでは、全く安心できません。国の方針を変えて、那珂川町に処分してもらいたい、そういう方針に変わったら、それが、国が責任を持って処分すべきことと、那珂川町で受け入れないということが矛盾してしまうのではないのでしょうか。そういう事態にもし、そういう事態というのは、国が今までの塩谷町に処分するという方針を変えて那珂川町となった場合にも、断固拒否するということを言明されますか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 現段階で、そのようなお話は絶対はないと確信をいたしておりますし、たられればご質問に対してはお答えできません。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 今までの町長の考え方からすると、国の決めた方針には、それを拒否したのでは民主国家は成り立たないということですので、国の方針変更したらどうなるのかなという、非常に不安を覚えます。ですからこそ、そしてまた、町長はいつまでも町長でいられるわけではありません。ですから、後まで残る環境保全協定の中に、指定廃棄物となったものは入れないということを書き加えること、これは何の矛盾もないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） まず、もっと早くお話しするべきでございますが、この馬頭の処分場、これは放射性に汚染された物質の処分場ではございません。そのようにしたい方はいらっし

やるかもしれませんが、違います。産業廃棄物の最終処分場でありまして、8年前の原発事故で、栃木県に限らず現地の福島県、あるいは関東、あるいは北陸、東北方面でも、少なからずその影響を受けている地域がございます。この栃木県もその一部でございます、産業廃棄物の中に放射能、その事故でかぶってしまったもの、これはあると思うんです。それを全く受け入れないとしたら、この処分場に受け入れられるものはほぼない、このように思います。

私は皆さんに知っておいていただきたいこと、これは産業廃棄物の最終処分場であって、放射能に汚染された物質の処分場ではございません。これは、私が強く皆さんに申し上げたいことであります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 放射能物質に汚染されたものを処分する、そういう場所ではないというお答えでしたけれども、町長が再三言っているように、あの福島第一原発事故が起きて、ほとんどの産業廃棄物もその影響を受けて汚染物質が付着していると、そういうことであるのですから、放射性物質だけ取り出して入れるとか入れないとかということをおもは言っているわけではありません。

そして、実態からすると、繰り返しになりますが、ほとんどが2,000ベクレル以下なんですから、なぜわざわざ4,000ベクレルまでオーケーと言うのか、納得がいきません。

では、3点目、4点目についての再質問をします。

説明会での説明を聞いて、町民から納得、理解したとの声がどのくらいありましたか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 住民説明会は、この案件に対しまして、今まで四十数回開催しまして、住民の方からたくさんの意見を聞きました。その意見を踏まえて、処分場の建設の整備のあり方、そういった形のオープン型からクローズ型にしたり、その排水については河川への排水を取りやめて循環型へ変更するなど、皆さんの意見を取り入れた施設となってきてございます……。

○4番（川俣義雅君） 具体的なことを聞いているのではなくて、議長……。

○議長（小川洋一君） ちょっと、まだ答弁中です。

○生活環境課長（大武 勝君） その基本設計の説明会においては、約130件の意見をいただいたり、今回の6月の住民説明会においては190件からの意見をいただいていると。その中

身については、全てご理解いただくような内容で回答しているという形としております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 先ほど私が立ったのは、そういうことを聞いているのではなくて、これはあくまでも放射性物質に汚染された廃棄物の搬入問題についてですから、それまでのことを言われても仕方がないということで、今、答弁を変えてほしいという思いでした。

町に、190もの意見が寄せられたとありますが、納得、理解したとの意見はその中にあるでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） その後からは、意見についてはございませんので、皆さん、納得してくれたらと思っております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） ですから、町民からの意見に対して、県と町は考えを述べてはいますが、それを持って理解されているというのは、余りにも上から目線の態度ではないでしょうか。

それでは、ちゃんと理解してもらうためにも、そして、町の考えでも今後できる限りご理解とご協力を得られるよう努めたいと書いているのですから、環境保全協定を結んだという今の時点に立って、今後も住民説明会を持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 多分、工事が始まって節目のときにはあるかもしれませんが、ご理解を得られるような具体的な方法、これはこれから工事が予定されて、進捗状況に合わせて、県と調整をして説明をさせていただきますけれども、あくまで産業廃棄物の最終処分場建設としてのご理解をいただく、このような方針でおります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 産廃最終処分場という認識は一緒なんです。しかし、そこに放射性廃棄物に汚染されたものが入る、そしてそのレベルが4,000ベクレルだということに納得がいかないのです。

住民説明会というのをこれから持つこともあるようなお話でした。では最後に、処分場問題単独ではなかなかできないということであれば、町政懇談会という形でやるのはどうでしょうか。議会は、毎年議会報告会を持ってきています。これからもそうですが、このところ町は町政懇談会を開いていないと思います。来年度、4月からの1年間で開くつもりがあるか伺いたいと思います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 来年度になるか、再来年度になるか、私の任期中に必ず町政懇談会はやらせていただきたいと思います。

それから、先ほどの住民説明会ですけれども、工事が始まれば現場、これも皆さん気になる場所です。現場での説明会とか、そういうのもあわせて開いていただけるような要望はしっかりとさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 町民の声をしっかりと受けとめていただきたいというふうに思います。

町長は以前、12月議会もですけれども、町民の理解は得られていると、後押しの声がたくさんあるんだということを言われていましたけれども、具体的な根拠となるものはまだ一度も示されてはいません。町民は非常に不安なまま日々を過ごしております。ぜひとも、町民の代表としての町長が、直接町民に説明をする、町民からの意見も受けとめる、そういうことでこれからも真摯にやっていただきたい。そのことをお願いして、私の質問といたします。

○議長（小川洋一君） 4番、川俣義雅君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時40分といたします。

休憩 午後 零時 31分

再開 午後 1時 40分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 石川和美君

○議長（小川洋一君） 引き続き、一般質問を行います。

8番、石川和美君の質問を許可します。

石川君。

〔8番 石川和美君登壇〕

○8番（石川和美君） 8番、石川和美です。

久しぶりの登壇で、膝が笑っているようです。執行部の皆様には、町民が笑顔になれるような答弁をご期待申し上げます。

早速、通告書に基づき質問させていただきますが、本日は5項目、大きな項目を申し上げますと5項目です、それを進めさせていただきます。

最初に、役場小川出張所の現状と今後について。

2つ目に、イノシシ捕獲について。

3つ目に、観光事業推進について。

4つ目、水道事業の今後について。

最後に、太陽光発電設備の設置における施工条件について伺います。

まず初めに、役場小川出張所の現状と今後についてであります。

1つ、出張所の開設から半年ほど経過したわけですが、利用度や満足度などは開所前と比べてどのような状況であると把握されているのか伺います。

2つ目としまして、室内レイアウトや住民への対応、設置場所などでの課題や問題点、そういうものはないのかどうか。

以上、2点について伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 石川議員の小川出張所の現状と今後についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、住民の利用度や満足度の把握についてですが、新庁舎の完成に伴い、平成29年10月10日、小川庁舎を廃止し、小川出張所を設置いたしました。平成30年4月1日から事務分掌を見直し、町税、各種使用料の収納、各種の証明や住民票の発行等の窓口業務を行うことにしました。

平成29年度の取り扱い件数は1万6,581件で、4月から1月までは1万4,265件となり、平成30年度の4月から1月までは1万1,124件で、3,141件、22.02%の減となりました。出張所が移転した後の10月から1月の比較は、平成29年度が5,093件、平成30年度が3,903件で、1,190件、23.37%の減となりました。これは福祉関係の申請や住民票などの異動時に、証明書の発行や公金の納付を本庁で行うことになり、減少したものと考えられます。平成30年度は、現在1カ月当たり1,112件、1日当たり54件を取り扱いしております。また、ここには含まれていない軽微な申請や、多くの相談があります。

次に、満足度についてですが、特に具体的なアンケートなどは実施しておらず、満足度は把握しておりませんが、明るく使いやすいとお言葉もいただいております。

次に、2点目、レイアウトと住民対応等についてですが、開所に当たっては町民の皆さんが利用しやすい窓口を第一に考え、待ち合いやカウンターのスペースが多くとれるL字型の配置をして、お年寄りや体の不自由な方のため、座って申請ができるローカウンターを採用しました。また、天井の照明は、明るく環境に優しいLED照明に全て取りかえました。

住民対応についてですが、常に職員には町民の立場に立って仕事をするようにと指示しており、小川出張所の窓口も親切な対応を心がけているため、おおむね好評いただいております。住民票や戸籍の発行、公金収納以外の申請については、お預かりできるものは担当課と連絡をとりながらお預かりしていますが、本庁に行かなくては申請できないものは、その理由と申請に必要なものを担当課に聞き、お客様が無駄足を踏まないように説明させていただいております。

設置場所については、小川福祉センターすこやか共生館内ということで、国道沿いで入りやすく、駐車場も広く、利用しやすい場所になったと考えております。すこやか共生館や隣接のあじさいホールは多くの方が利用する施設で、町民の方に親しまれているところです。このため、施設利用の機会に合わせて出張所に来庁される方も見受けられます。

以上であります。

○議長（小川洋一君） 石川君。

〔8番 石川和美君登壇〕

○8番（石川和美君） ただいまの説明で、私の受けている印象とは一致しております。職員の説明が、最も満足度に影響する様子だと思っております。この点については、おおむね良好ではないかなというふうに思います。これからも丁寧な対応をお願いするところです。

ただ、今、町長からの回答をいただいたわけですが、現場で働いておられる方、そちらの

ほうの意見、感想とかもいただければと思います。よろしいでしょうか、お願いいたします。

○議長（小川洋一君） 小川出張所長。

○小川出張所長（藤田善久君） ただいま石川議員から、現場で働いている方の感想ということでご質問がありました。その点についてお答えしたいと思います。

我々小川出張所の職員に、私も町長と同じように、町民の方の立場に立って対応するように、何をしたいのか、どういうふうな申請をしたいのか、そういうことをよく聞いて、できる限りご説明を丁寧に、親切にするようにということを話しております。

例えば、先ほど町長の答弁にありましたように、中には難しいもの、本庁に行かなくちゃならない申請とかありますが、せっかくおいでになったので、本庁にただ行ってくださいではなくて、本庁の担当者に連絡をとりまして、こういうことでお見えになっているんですけども、何と何を用意したほうがいいですか、また本庁の担当者も、誰々さんが来るということで準備できるということで、お互いに連絡をとって、住民の方も用意するもの、書類漏れとかないように、それから本庁の担当者も準備ができるということで、お互いにいい関係になるような仕事をやっております。

なかなかお一人当たりの時間がかかるとは思いますが、中には、本庁に行って全部1回で済んできたよとわざわざ言ってくれる方もいるので、そういうお言葉をいただくと、私たち職員も励みになります。

そんなことで、できる限りのことはしようということで努力している毎日でございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 石川君。

〔8番 石川和美君登壇〕

○8番（石川和美君） 所長のほうからそのような回答をいただきまして、恐らく町民のほうも、特に西側の町民については、今こういう状況なんだ、安心して行けるよという感じを抱いたのではないかと、そのように思います。

2点目のほうの再質問なんですが、位置関係において若干不満を抱く方がおられます。急に手続が必要になった高齢の方で、車の運転ができない、そのような場合、バスを利用することになりますが、停留所からではかなりの距離があって、苦痛を覚えるという話もございます。

まずは、バス運行利用希望者がどれくらいいるのか、そのようなアンケートをとられてはいかげなかなと思います。この点いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 今、バス利用のアンケートというご質問ですが、コミュニティバスの関係かと思えます。コミュニティバスにつきましては、皆さんご存じのように、JR常陸大子駅から、あとJR烏山駅までの間を以前、常野線というJRバス関東で運営しておりましたが、その廃止に伴ってコミュニティバスを運行させることになりました。路線バスということなものですから、決まったルートを走るということで、なかなかお年寄りの方には都合のいい形態にはなっていないというのが現状でございます。

そのようなアンケートという関係について、どのようなとり方をしたらいいのかということも含めまして、検討させていただきたいと思えます。

○議長（小川洋一君） 石川君。

〔8番 石川和美君登壇〕

○8番（石川和美君） 仮に走らせるようなことになるとしても、これは費用対効果の部分でかなり難しい問題であると認識しております。

いずれにしましても、何とか利便性が向上できるように努力していただきたいと思います。を要望いたしまして、次の質問に入ります。

2つ目、イノシシ捕獲について。

まず1点目ですけれども、イノシシの捕獲は、本来、農産物の被害を防止する、それが主たる目的ですが、そのイノシシの存在は交通事故の一因にもなっております。これを緩和するという効果もございますので、ぜひ続けていただきたいと思いますところでは。

ところが、狩猟者の話では、イノシシ肉加工所の買い入れ価格が下がり、捕獲の熱意も下がってしまった、そのように聞いております。本来の目的達成のため、買い入れ価格を過去の水準に上げるべきではないかと思えますが、町はどのように考えるのか伺います。

もう一つ、今のところ我が町には捕獲の奨励金制度というものは無いのですが、那須烏山市を初め、そういった制度をとっているところは5カ所ほど、調べたところありました。もしかするとそれ以上あるかもしれません。狩猟者のモチベーションを維持させるためにも、その制度創設を提案したいところです。町のほうはこういった制度の設置についてどう考えるのか伺いたいと思えます。

1回目の質問を終わります。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） イノシシ捕獲についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、買入れ価格についてですが、買入れ価格は平成28年11月に開催した有害鳥獣捕獲従事者との協議において、加工施設の収支改善策として、仕入れ原価を的確に把握する必要があることから、買入れ形態、価格の改定についてご理解をいただき、従来の買入れ個体1キロ当たり400円から、枝肉1キロ当たり500円に改定し、運用をしております。その結果、従来と比較して、個体50キロのイノシシ1頭で5,000円の引き下げになっておりますが、国から助成される捕獲奨励金と買入れ額を合計した金額は、平成21年度加工施設開所当時2万4,000円、30年度も同額となっております。

買入れ価格引き上げ等、加工施設への個体搬入に関する要望等につきましては、平成29年度より捕獲者で構成する八溝ししまる捕獲連絡協議会を組織しておりますので、その中で改善策を協議し、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目、捕獲奨励金制度についてですが、当町は加工施設開所時から個体の買入れ金額を有害鳥獣捕獲奨励金に置きかえて対応しておりましたが、精肉の品質を向上させ、消費者に好まれる商品を提供するため、平成28年6月から目視個体30キロ未満の買入れを制限をいたしました。このため、近隣市町の捕獲奨励金制度と比較した場合、買入れ制限をした個体の捕獲奨励金が小額となっております。

イノシシの捕獲活動は、近隣市町と連携し、広域的に実施することで大きな効果を上げることから、捕獲活動の均衡性を保つため、平成31年度より有害鳥獣捕獲強化事業費補助金交付要綱を制定し、対応したいと考えております。

○議長（小川洋一君） 石川君。

〔8番 石川和美君登壇〕

○8番（石川和美君） 買入れ価格については、これも対応を考えているということでしょうか。

ちょっと待ってください。

ところで、一方、奨励金制度、これはつくっていただけということと今、受け取りました。その場合、体重の問題とあと金額の問題、これについてはちょっとお知らせいただきたいと思います、もう一度。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 買入れ価格につきましては、先ほど申したとおり捕獲者の連絡協議会で全て協議をして、話し合いの結果、決定するというようなことにしておりますので、本年度も年度末に開催予定ですので、その場で協議していきたいと考えております。

奨励金制度については、先ほど申したとおり、31年度から近隣市町とも同じような形で実施するというようにしております。

○議長（小川洋一君） 石川君。

〔8番 石川和美君登壇〕

○8番（石川和美君） 買い入れ価格制度については、ちょっと私の誤解のほうがあったかと思いましたが。今の説明で納得いたします。

奨励金制度のほうの話ですけれども、一応制度ができる。その後、これは予算というのが当然あるわけでしょうから、万が一、その上限まで達した場合、補正予算を組まれるのかどうか。また、幾らほど出される予定なのか、その2つについてお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 奨励金の1頭当たりの交付額は、加工施設に搬入しない個体につきまして1頭6,000円を交付いたします。

補正予算につきましては、当然最後のとき調整しまして、補正を対応するなり、あと国の交付要領と同じような形で次年度に持っていきなり、そのような形でやっていきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 石川君。

〔8番 石川和美君登壇〕

○8番（石川和美君） そのように対応していただければ、モチベーションが下がることは防止できるのかなと思います。さらによい方法をその協議会などと協議いただいて、改善していただければと思います。そのように要望して、次の質問に移りたいと思います。

次に、観光事業についてです。

まず最初に、昨年の4月から6月に催されましたDC、デスティネーションキャンペーンですが、来訪者数が31万人強、宿泊者数が1万8,000人強というふうに伺っております、経済効果はあったと、そのように観光協会のほうから伺っております。

ところで、事業、つまり仕事を行う場合は、目標を数値化して必要な予算を立てることになりますが、目標はいかほどであったのか。また、その達成率はどうだったのかをお伺いいたします。

2つ目、那珂川町を訪れたお客様のほうから、温泉の質とかおもてなしの質には満足したという感想があるようです。一方で、JRの駅をおりてから我が町へ訪れるための二次交通の不便さを指摘する声も出ていた、そのように聞いております。簡単には対応できない事案

とは思いますが、この二次交通対策について町はどう考えているか伺います。

3番目、議員同士の中で出た話なんです、町のPRのために公費で、町の予算で名刺をつくり、町職員と議員等に使用させ、観光の推進や知名度の向上、こういったものを図ってはどうか。例えば、広重版画作品を使った統一した名刺を配布する、そのような方法が考えられます。また、そのような名刺を下さる自治体関係者も少なくありません。費用面においてですが、当面は使用頻度の高い方、五、六十名に配布するとした場合、およそ10万円程度で実現が可能ではないかと思えます。この提案についてお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） それでは、観光事業推進についてのご質問にお答えします。

まず1点目、去年のデスティネーションキャンペーンの目標値と達成率についてですが、町では去年のデスティネーションキャンペーンの企画事業として、なかがわメシ、ふくろうがっぱい展、ふくろうの絵付け体験、キャッシュバックキャンペーンの4事業を実施し、観光客の誘客を図ったところです。

ご質問の目標値と達成率は、観光客入り込み数の目標値31万人に対し、達成率は100.5%の31万1,624人、宿泊者の目標値2万人に対し、達成率93.5%の1万8,700人となったところです。

次に、2点目、二次交通対策についてですが、去年のデスティネーションキャンペーンの町企画事業の中で、レンタカー利用による二次交通対策として、レンタカー利用者へのキャッシュバックキャンペーンを実施しましたが、利用者が3組と低調な結果となってしまいました。現在のところ、効果的な対策を講じられない状況ですが、今回の現下等を踏まえるとともに、他市町の取り組みなどを参考に、那珂川町でできる対策を引き続き検討していきたいと考えております。

次に、3点目、公費での名刺の作成と使用についてですが、現在、町の観光スポットや特産品の写真を数枚使用した折りたたみ式の名刺を作成し、ふるさと大使と町長に使用いただき、町のPRの一つとし、活用いただいております。

ご質問の公費でつくった名刺を町議員と職員に使用させてはどうかについてですが、より多くの方に町のPRにかかわっていただければ、より町の知名度が上がるものと考えられますが、公費負担の観点から、検討をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 石川君。

〔8番 石川和美君登壇〕

○8番（石川和美君） まずは、1つ目の回答に対します再質問と要望を申し上げます。

来年度、組織横断的な取り組みが可能となる部門が、町のこの執行部の中に発足するというような話をちらりと聞いております。これに対しては大きな期待をいたしますとともに、数値目標を掲げての業務推進を要望するところでもあります。

ところで、栃木県が集計発表した資料によりますと、那珂川町の観光客の入り込み数は、過去5年間くらいを見た場合、年平均が十二、三万人、ほぼこれは横ばいです。観光協会様初め、多くの組織に資金を支出し、活発な活動を委託しておりますが、新たなイベント企画などによる集客率向上を考えているのかどうかお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 再質問で、新たな事業等を考えているのかどうかというようなご質問でございますが、町といたしましては、デスティネーションキャンペーンを機会に町独自の企画事業を実施できたといった成果もございます。今後、観光協会等と関係者と連携を図りながら、さらなる事業を実施して観光客の誘客を図っていただければと考えております。

○議長（小川洋一君） 石川君。

〔8番 石川和美君登壇〕

○8番（石川和美君） ぜひともそのようにお願いしたいと思うところです。

ここで、交流人口の確保、観光の振興という目標におきまして、一つ提案がございます。

那須地域定住自立圏の中に、那須ブルーゼンというプロによる自転車ロードレースを開催している組織がございます。那須町、那須塩原市、大田原市はその組織のスポンサーにもなっておりますが、経済面や地域PRにおいて十分な効果が出ていると聞いております。そして、このイベントをプロデュースされているのは、我が町出身の高根沢さん、旧姓フジタさんですが、先ごろ、ロータリークラブ様の会に同席する機会がありまして、この話を耳にしました。そのとき、高根沢さんからは、那珂川町でも開催してみませんかという問いかけがございました。

町単独での開催も可能だという話でしたが、そのためには、ボランティアの確保が重要だということです。運営はマラソン大会を大体イメージしてもらえればよいのかもしれませんが、ぜひ観光協会や商工会、また諸団体と手を取り合って、実行委員会を立ち上げるなど前向きに検討されてはいかがでしょうか。もしよろしければ、この提案について町の考え方を伺えたら幸いです。

なお、今申し上げました会の席には、議員数名、町執行部、商工会、観光協会の方も同席されておりましたことをお伝え申し上げます。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 今、石川議員のご提案ですけれども、今ここで、町独自でというのは即答はちょっと控えさせていただきますけれども、過去に開催された自治体、それから皆さんが議員さん数名で、高根沢さん、栃プロの社長ですけれども、その方からお伺いしたこと、我々も栃プロにはいろんな形でご協力いただいておりますので、情報をしっかりと把握して、どのような形でやっているかしっかりと把握して、それからできるかどうかを考えてまいりたいと思います。

○議長（小川洋一君） 石川君。

[8 番 石川和美君登壇]

○8番（石川和美君） ぜひとも実現できればいいなど、私は思っておりますが、その前にきちんと精査していただいて、進めてもらえたらと思います。

次、二次交通の件ですが、その不便さは観光事業だけではなくて、一般町民の生活においても懸案事項ではないかと思っております。しかし、とても困難な事項であります。まず、観光地としての魅力を磨いて一定の成果を出す。そのことによって、例えば県とかが認めてくれれば、もしかすると一歩前進することができるかもしれません。諦めることなく、みんな考え、町民が行動をともにし、打開に努力してまいりましょう。

それから、3番目、名刺の件ですが、PRのためなんですから、まずは1人当たり100枚程度でいいと思います。一斉配布でなくてもいいとも思います。恐らく、議員のほうとしては1年で使い切るなんていうことはまず考えられません。自分の名刺は自分の名刺として別途持っております。ですから、ここはPRすべきだなというときにそれを使うというような、そういった発想なんですね。そのときに、議員が全員同じ、統一されたようなスタイルのものを使うことによって、PR効果が高まるんじゃないかと、そのような発想での提案でございました。ですから、公金支出というのはさほど問題にならないのではないかとと思うんですが、再度お伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 公金支出、議員さん、あるいは町民の方に町がお金を出して、配布してお使いいただくといえ、当然公金支出になります。ただ、今、那珂川町で、皆さんもご存じかと思いますが、広重美術館のあの作品、あれを名刺に印刷して、それでお使い

いただいている、こういうこともございます。ですから、全てを町が負担して個人個人の名刺をつくるというよりも、版、あれは多分個人でつくればお金がかかると思います。あの共通の版を町がつくって、自由にといいいますか、町に申請していただいてお使いいただく。普通のご自分の名刺をつくるのと同じぐらいの費用でできる。そんなシステムは考えるに値すると思いますので、庁内での検討をさせていただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 石川君。

〔8番 石川和美君登壇〕

○8番（石川和美君） ぜひ前向きに検討していただいて、実現をしていただけるとうれしいなと思います。よろしく願いいたします。

では、大きな項目、水道事業統合後の状況と今後についてお伺いいたします。

水道事業における1年前の企業債未償還額、これはおよそ12億円だったと思います。この償還完了時期というのは、個別に見た場合、最長で30年先となるものもございます。また、老朽した配管の布設替えも今後必要であり、新たな借り入れも継続すると思われれます。その一方で、利用者は減少し、収益は低下するおそれもあります。

したがいまして、水道料金の値上げ、これが不安視されるところであります。この点、町はどのように考えているのか伺います。

2つ目、水道事業における実務の民間委託について。

昨年12月、国会で水道法改正案が可決されまして、コンセッション方式が可能になりました。この方式は簡単に言いますと、水道の所有権は町にあるのですが、運営の実務部分は民間企業に売却できる、そのような仕組みです。水道施設の老朽化対策が改善されないのは、水道料金収入の減少、また事業を担う人材不足、そういったものが原因だという見方がございます。我が町もそのような状況に近いのではないかと見受けしているところですが、施設の管理や料金徴収などの実務を民間に委託する計画が今後あるのかどうか伺います。

○議長（小川洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 水道事業の今後についてのご質問にお答えします。

まず1点目、利用者減少や設備投資に伴う料金の値上げについてであります。人口減少と施設の老朽化は、全国的に水道事業者が抱える共通の課題であります。そこで、国の指導として老朽化の実態を把握し、今後の施設更新の見通しを立てるよう指導がありました。

那珂川町では、資産の状況の把握のために水道事業を公営企業化し、経営と資産の現状分析と将来予測を行うため、水道事業の経営戦略を策定いたしました。この経営戦略での検討

内容には、今後10年間、毎年2億円程度の施設更新を行っても、現行の水道料金で経営を維持できる見通しとなっております。水道料金の改定時期は、経営状況に応じて随時経営戦略の見直しを行い、水道料金の値上げ時期を検討していきたいと考えております。

2点目、水道事業の管理実務を業者委託するのにかについてであります。今回の水道法の改正は、人口減少や施設の老朽化により経営が悪化する自治体の水道事業を立て直すため、自治体が所有権を持ったまま民間企業に運営を委託できるものとしたものであります。

しかし、利益追求を目的としている民間企業に委託した場合、地形的に不利な那珂川町では、施設の維持管理費や更新費用がかさむため採算がとれず、委託を受けてくれる業者は難しいと考えております。

○議長（小川洋一君） 石川君。

〔8番 石川和美君登壇〕

○8番（石川和美君） 町の経営戦略、この内容が確固たるものであって、年2億程度の借入れを行ったにせよ維持ができると。また、水道料金の値上げというものが当面、これは考えておられないということで、よろしいわけですね。これをぜひとも確実に実行していただきたいと思います。

また、コンセッション方式の件ですが、やはり私も那珂川町には適さない手法だと思えます。恐らく受け手の企業はやはり出てきづらいだろうと、そのように考えております。万が一採用するような状況になったとしても、これはかなり慎重にあるべきだと考えます。この件につきましては以上で、再質問はございません。

次、太陽光発電設備の設置における施行条件について質問いたします。

町環境基本条例の第12条によりますと、町は公害を防止するため必要な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとあり、また第2項には、前項に定めるもののほか、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとするものとあります。しかし、一定規模の発電を行うソーラーシステムとか、農地以外で設置される場合、町の監視では対応し切れないと見られます。実際、小砂地区では間伐後の傾斜地に設置したため、土砂の流出がありました。また、町西部の三輪地区、ここでは土砂流出により排水路が塞がれ、通行に支障が出たり、道路が傷んでしまっているという状況で、現在も補修されておられません。

こういった災害の現状があるわけですが、これらを防止するため、設置の指導や監視をどのように行っているのか伺います。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 太陽光発電の設備の設置における施行条件のご質問にお答えいたします。

まず、太陽光発電設備の設置指導についてですが、平成29年3月に国の機関である資源エネルギー庁が策定した太陽光発電に関する事業計画策定ガイドライン及び平成30年2月に県が策定した栃木県太陽光発電設備の設置運営等に関する指導指針をもとに、町においては、当該設備設置予定の事業者には当該設備の事業概要書の提出を依頼し、設置状況を把握するとともに、設置に関し、企業、立案、地域との関係構築、非常時に求められた対処、撤去及び処分に関する事項などを盛り込んだ適切な事業実施のために、必要な措置により設置運営するよう指導いたしております。

既に設置された太陽光発電の監視につきましては、県と町におきまして安全パトロールを実施し、周辺への影響が見込まれる場合等、不適切案件について改善の指導をすることとしております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 石川君。

〔8番 石川和美君登壇〕

○8番（石川和美君） 国のガイドライン、また県の指導を受けつつ、そのようなパトロールとかやっただいているということなのですが、現実にはちょっとそれが漏れている部分があるから、実際に災害が起きているのではないかと、そのように感じます。

昨年、議員視察を行いました山梨県北杜市においては、自然景観が大きく損なわれ、悲惨な状況を招き、これらを防止する条例を検討中であります。また、日光市や那須町、このあたりでも10キロワット以上の発電設備で、屋根や屋上に設置する場合を除き許可制にするという条例を施行しております。那須の場合にはまだ施行されていないかもしれません。

我が町におきましても、設置許可においては何らかの条件をつけるべきではないでしょうか。自然景観の問題だけでなく、住民生活に支障のないようにするためにも、許可条件の設定を要望いたすところですが、どう考えられるか伺います。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 県内の10市町村において、関係条例等制定してございます。今後、当町におきましても、他市町の条例等参考にしながら、関係条例等の制定について庁内会議において協議、検討したいと思います。

○議長（小川洋一君） 石川君。

〔8番 石川和美君登壇〕

○8番（石川和美君） 前向きに検討していただけるということで、ちょっと安心しました。また、既存設備に対する改善などを含めたような指導ができるような、そういったものになっていただければなど、そのように要望いたします。

もっと時間、私にかかるかなと思ったんですけども、前向きな回答をたくさんいただきまして、短時間で終わることができました。ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（小川洋一君） 8番、石川和美君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は2時35分といたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時35分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 大 金 清 君

○議長（小川洋一君） 3番、大金 清君の質問を許可します。

大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） きょう最後の質問になりますので、ひとつよろしく願いいたします。

公明党の大金 清です。

通告書に基づき、3項目について一般質問を行います。

第1項目として、まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

第2項目として、小・中学校のいじめ、不登校、体罰について。

第3項目として、小・中学校の給食について。

以上、3項目について一般質問をしますので、誠実なご答弁をよろしくお願いいたします。

1項目め、まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

2008年をピークに始まった日本の人口減少は、合計特殊出生率の低下等により、年少人口と生産年齢人口の減少、高齢人口の増加を伴いながら加速度的に進行し、2040年代には毎年100万人の人たちが減少するというところでございます。特に、生産年齢人口の減少による経済活動の縮小、高齢者の増加による社会保障費の増加など、人口減少は社会経済の全体に大きな影響を及ぼすこととなります。

この現状を打破すべく、国は平成26年12月に、国と地方が総力を挙げて地方創生、人口減少克服に取り組む上での指針となるまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を、地方創生のための施策の基本的方向や具体的な施策をまとめて策定いたしました。

本町においてもこれを受けて、人口の減少及び将来の推計を分析するとともに、今後目指すべき地域社会の方向や目標を示すために策定したのが、那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略です。27年度から31年度までの5カ年計画であり、4年目が終わろうとしている。そこで、成果目標4項目の成果と今後の取り組みについて伺います。

1点目、町内において、5年間で27人以上の安定した新規雇用の創出について伺う。

2点目、人口ビジョンの将来展望により、転出超過数を141人に回復させるについて伺う。

3点目、人口ビジョンの将来展望により、合計特殊出生率を1.4に回復させるについて伺う。

4点目、町民意識調査において、町の現状についての評価「満足している」、「やや満足している」割合を向上させるについて伺う。

5点目、成果目標4項目の今後の取り組みについて伺う。

以上、5点について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 大金議員のご質問、まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果と今後の取り組みについてお答えいたします。

まず1点目、5年間で27人以上の安定した新規雇用の創出するについてですが、この成果目標につきましても、生ごみ堆肥化事業ほか6つの事業を設定し、それぞれにKPIを定め、目標達成に向けて事業に取り組んでおります。平成31年度を計画期間の最終年度としている

ことから、5年間全体の成果は計画期間終了後になりませんと判明いたしません、K P Iの実績としましては、平成29年度までに全体で39人の新規雇用を創出しております。今後、新規雇用者数の増加を図れるよう、引き続き事業に取り組んでまいります。

次に、2点目、転出超過数を141人に回復させるについてですが、2017年の転出超過数は183人となっており、2013年の165人と比べまして転出超過数が増加しております。平成31年度事業は、子育て支援住宅整備事業を推進し、計画期間における入居を目指すほか、那珂川町地域資源情報バンク事業、「農ある田舎暮らし高手の里」事業など、移住・定住促進事業について引き続き推進するとともに、町外に向けた情報発信の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、合計特殊出生率を1.4に回復させるについてですが、合計特殊出生率につきましては、現時点では把握しておりませんが、昨今の出生者数の推移から鑑みますと、恐らく成果目標を達成していないものと考えております。まち創生総合戦略では、安心して出産、子育てができるよう、子育て支援施策など18事業に取り組んでおり、ほぼ全ての事業について順調に事業実績が推移しております。あわせまして、若い世代の方々にこの町に住んでいただくことが、成果目標達成には大変重要でありますので、移住・定住促進事業を推進し、若い世代の定住化につなげてまいりたいと考えております。

次に、4点目、町民意識調査における町の現状についての評価についてですが、町民の意識調査については、平成31年度事業として、第2次町総合振興計画後期計画策定に向けたアンケートを予定しておりますので、その中で町民の意識調査をしてまいりたいと考えております。

次に、5点目、成果目標4項目の今後の取り組みについてですが、まち創生総合戦略は平成31年度までの事業計画となっており、計画期間終了後、人口ビジョンの進捗の確認とあわせまして、4つの成果目標に対する評価検証及び全事業に対するK P Iの達成度に対する評価検証を行うこととしております。

今後、第2次まち創生総合戦略策定時におきましては、未達成の項目について原因を十分に分析するとともに、事業やK P I設定の見直しを図りながら、人口ビジョンの達成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番(大金 清君) ありがとうございます。再質問に入ります。

1点目、町全体で39名の新規雇用があったということですが、これ成功ですね、もう達成している、これは素晴らしいことだと思います。そこで、この39名の職種、それと年齢層について、わかればお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(小川洋一君) 企画財政課長。

○企画財政課長(益子雅浩君) ご質問の39名の職種及び年齢層についてお答えいたします。

39名の職種につきましては、介護関係が最も多く27名でありまして、そのほか食品関係、林業関係、営業職と、多くの職種について雇用されております。また年齢層につきましては、20歳代が最も多く11名で、30歳代が10名、40歳代が8名となっているほか、10代から60代まで幅広い年代で雇用されております。

以上です。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 今の答弁の中で、若者が11名いるということは本当にいいことだと思います。雇用促進については、これからも積極的に取り組んでいただきたいと要望いたします。

2点目、転出超過を回復するためには非常に厳しい状況にありますが、しっかりと取り組んでもらいたいと思います。町外に向けた情報発信について、具体的に考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長(小川洋一君) 企画財政課長。

○企画財政課長(益子雅浩君) ご質問の町外に向けた情報発信についての具体的な考えについてお答えいたします。

現在、町の情報発信につきましては、ホームページを初め、パンフレット、ガイドブック等により進めてきたほか、首都圏におけるイベントやセミナーに参加いたしまして、那珂川町の情報発信に取り組んでまいりました。来年度から、移住・定住促進とあわせまして、町の情報発信力を強化するため、なかがわぐらし推進係を設置いたしまして、関係団体と連携を図りながら、より効果的な情報発信の方法を検討するとともに、多くの方々に町を知っていただけるよう、町のPRに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 情報発信、今の現代にとっては一番重要なことだと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。これ、転出の超過数について、抑えることは非常に厳しいと私も思っております。地道に粘り強くお願いしたいと思います。

なお、新たに新設されるなかがわぐらし推進系の活躍に期待をいたします。

3点目に入ります。

下野新聞に県内の市町の出生率が掲載されておりました。那珂川町は1.38%でございました。先ほど、成果目標については達成されていないということでございました。でも、今回の指数が、目標が1.6ですので、しっかりと頑張ってくださいなと、こう思います。

子育て支援18事業について、辛抱強く取り組んでいると思いますが、この子育てについては重要課題と考えます。そこで、子育て支援が18事業あります。その中で、一番に重要課題と取り上げているのはどの事業か伺いたいと思います。

○議長(小川洋一君) 企画財政課長。

○企画財政課長(益子雅浩君) ご質問の子育て支援事業の中の一番重要な事業についてお答えいたします。

子育て支援事業につきましては、妊娠、出産、育児、それぞれの過程で、子供の成長期に合わせ切れ目なく支援することが重要でありまして、全ての子育て支援事業を一貫して取り組むことが、安心して子育てできる環境整備につながるものと考えております。このように、町の一連の子育て支援策の取り組みを町内外へ広く情報発信いたしまして、少しでも多くの若い子育て世代に、この町に住むことを選んでいただけますよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 子育ての若い世代にと、この町に住むことをということですので、期待をしております。

4点目、平成26年8月の意識調査の結果として、町の現状についての評価、「満足している」、これが、5.8%、「やや満足している」というのが22.5%、合計で28.3%でした。平成31年にアンケート調査を実施する予定としていますが、具体的な数値目標を考えていますか、伺います。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） ご質問のアンケートの数値目標についてでございますが、数値目標につきましては、平成26年8月の意識調査における回答項目の「満足している」、「やや満足している」につきまして、調査時点の評価以上に向上させることを目標としております。成果目標に達しなかった場合は当然でありますけれども、達した場合におきましても、さらに町政の満足度が向上するよう、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 「満足している」、せめて2人に1人、50%以上は、この町が本当に大事なんだ、好きなんだという方向で進んでいただければと思います。

那珂川町のまち・ひと・しごと創生総合戦略は最終年度を迎えますが、一言、町長にその点について伺いたいと思います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 町長にということでございまして、ご質問について、最終年度に向けた考え方、本当に非常に大事なことだと思っております。那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、最終年度までに実施した全ての事業を、KPIや成果目標に対する達成度を評価検証するとともに、第2次那珂川町総合振興計画、後期計画の策定とあわせまして事業の見直しを図りながら、次期計画を策定してまいりたいと思っております。

今後も引き続き、人口減少に少しでも歯どめをかけたい、こういう思いで町独自の地方創生に取り組みながら、まちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様初め、多くの町民の皆様にもいろんな情報提供、そしてご提案をいただきますようお願い申し上げます。私の答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） しっかりと取り組んでいただきたいと思います。町長を中心に団結をして、町民の満足できるまちづくりをお願いしたいと思います。

2点目の項目に入ります。

第2項目め、小・中学校のいじめ、不登校、体罰等について。

都会、地方に関係なく、近年、小・中学校のいじめ、不登校、体罰等が頻繁に起きていることが新聞、テレビ、ニュース等で報じられています。

そこで、次の点について伺います。

1点目、いじめに対する学校での現状と今後の取り組みについて伺う。

2点目、不登校児童・生徒の学校での現状と今後の取り組みについて伺う。

3点目、児童・生徒に対する体罰防止等の学校での現状と今後の取り組みについて伺います。

以上、3点についてお伺いします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 小・中学校のいじめ、不登校、体罰等についてのご質問にお答えします。

まず1点目、いじめに対する学校での現状と今後の取り組みについてですが、各小・中学校では、いじめ防止基本方針として、いじめ防止のための取り組みや早期発見、早期対応のあり方など、いじめの防止全体に係る内容を定めています。いじめの防止等に関する主な施策として、道徳教育等の充実を図り、心のアンケートなどによる早期発見、講話等いじめ防止に努めております。また、教育相談の実施や、学校だより等で児童・生徒、保護者に啓発等を行っております。

いじめ問題は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等の連携が必要であり、今後とも早期発見や早期解決、未然防止に向けて対応していきたいと思ひます。

次に、2点目、不登校児童・生徒の学校での現状と今後の取り組みについてですが、今年度、学校教育課に臨床心理士を配置し、スクールソーシャルワーカーとして不登校児童・生徒の相談や家庭訪問、学校と家庭をつなぐ役目を担っています。不登校傾向を含む児童・生徒数は減少傾向にありますが、今後ともより一層児童・生徒に寄り添ひ、不登校とならないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、児童・生徒に対する体罰防止等の学校での現状と今後の取り組みですが、体罰は児童・生徒への心身に深刻な影響を与えるとともに、児童・生徒に力による解決方法として、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがあり、いかなる場合も行つてはならないと、教職員に体罰防止を徹底して指導しております。

当町において体罰の案件はありませんが、今後とも一層の意識づけと指導をしてまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 再質問させていただきます。

1点目です。

私は、いじめはいじめる側が100%悪いと認識しております。そこで、現状において、小・中学校でいじめはありますか、伺います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 平成29年度認知件数は、小学校が6件、中学校が24件で、合計30件であります。全て解消をしているという結果であります。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 全て30件解決済みということでは素晴らしいと思います。

次に、心のアンケートの結果を踏まえての対応について伺います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 心のアンケートは、定期的に全校で行われております。その結果によりまして、悩み解消に向けて教育相談など実施しております。また、必要に応じて組織で対応しております。その中には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、多数かかわりをしてございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） アンケートということですが、やはりそのアンケートも年に1回ぐらいはやっていたきたいなと、こう思います。

一つ確認をしておきますが、教職員からのいじめ、ないと思うんですが、伺っておきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） ありません。そのような状況は考えることはできません。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番(大金 清君) ありがとうございます。以上、確認の意味でございました。

やはりいじめ問題は悪ふざけといじめとの捉え方が非常に難しいと思います。やっぱり子供たちに寄り添っていただいて、子供たちのSOSを大切に我々が感じないといけないと、こう思います。やはり早期発見、早期対応に努める。また、発生、予防については、低学年からいじめについて学んだり、育てていくことが重要だと思います。児童・生徒の大切な命を守るために、保護者、教職員、地域の方々と情報を交換をしながら、連携を取り合っていくことが大事だと思います。那珂川町にとって子供は宝であります。全力で未然防止に取り組んでいただきたいと思います。

2点目、不登校の児童・生徒は現在、小・中学校で何人いるのか伺います。

○議長(小川洋一君) 学校教育課長。

○学校教育課長(板橋了寿君) 平成29年度のデータしか持ち合わせていないんですけれども、不登校傾向を含む不登校児童・生徒数は、全体で20人程度でした。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 20人ということですが、内訳的には小学校、中学校、どうなっておりますか。

○議長(小川洋一君) 学校教育課長。

○学校教育課長(板橋了寿君) データを持ち合わせていないんですが、今年度現時点での話をしますが、不登校傾向の児童はおりますが、昨年度より減少しているということでございます。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) わかりました。

不登校の原因として、やっぱり個人差がかなりあると思うんです。何が考えられると思いますか、伺います。

○議長(小川洋一君) 学校教育課長。

○学校教育課長(板橋了寿君) 不登校のタイプは、多様化、複雑化しております。学校に不適應とか環境の変化、そのようなことも考えられます。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 大変これは難しいことだと思います。不登校になった原因を聞き取る
こと、また非常に時間もかかるし、大変難しい問題です。また、安心できる居場所をつくる
というのも必要です。

そこで、家庭訪問は月に何回ぐらい伺っているのか、伺います。

○議長(小川洋一君) 学校教育課長。

○学校教育課長(板橋了寿君) 欠席2日、2日連続で休んだ場合には実施をしております。
本人の状態によって、週1回継続していくような形になっております。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 週1回というのは、先生が行っているのか、カウンセリングの方が行
っているのか、その辺ちょっとお願いします。

○議長(小川洋一君) 学校教育課長。

○学校教育課長(板橋了寿君) 担任の先生と、スクールソーシャルワーカーというように分
担をしまして行っているということでございます。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) ありがとうございます。

児童・生徒に寄り添って、一日も早く元気に登校ができるように、これからも努力を続け
ていただきたいと思います。

3点目、深く関係しますので質問いたします。

例えば、児童・生徒が教職員に対して暴力行為があるかないか、またその暴力の対応につ
いて伺います。

○議長(小川洋一君) 学校教育課長。

○学校教育課長(板橋了寿君) 教諭は、児童・生徒に対して体罰を行うことは、学校教育法
で禁じられておりますので、学校内でも共通認識を持って授業を行っておりますので、児
童・生徒に対して手を上げるなどということはありません。

[「逆」と言う人あり]

○学校教育課長(板橋了寿君) すみません。体罰で、児童・生徒が教師に対してはございま
せん。

○議長(小川洋一君) 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番(大金 清君) 体罰防止については、児童・生徒の将来の人格にも大きくかかわります。早期発見、早期対応に取り組んでいただきたいと思います。

大きな3項目に入ります。第3項目、小・中学校の給食について。

給食は、衛生管理を基本に、食材一つとっても安全で安心な食品を心がけていると思います。また、児童・生徒の体質により、アレルギー等にもかかわり、つくり手にとっても大変な作業であり、責任も重大な仕事です。現在、学校給食といえば地元の特産物であるイチゴ、和牛、ホンモロコ等も使用され、地産地消にも一役担っています。できれば、町のブランド品であるししまる君も食べていただければと。子供たちも喜んでくれると思うし、また那珂川町のPRにもつながると思います。

そこで、児童・生徒の健康の増進に深くかかわる給食について伺います。

- 1点目、1食当たりの摂取カロリーと量を伺う。
 - 2点目、給食を残す量を伺う。
 - 3点目、給食の残食処理方法について伺う。
 - 4点目、給食費の無償化への検討状況について伺う。
- 以上、4点について伺います。

○議長(小川洋一君) 学校教育課長。

○学校教育課長(板橋了寿君) 小・中学校の給食についてのご質問にお答えします。

まず1点目、1食当たりの摂取カロリーと量についてですが、学校給食は成長期にある児童・生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、非常に重要なものであると考えております。

当町の給食は、文部科学省が示している学校給食摂取基準に照らし合わせ、摂取カロリーについては小学校が640キロカロリー、中学校が830キロカロリーを基準として、献立を作成しているところであります。

次に、2点目、給食の残食についてですが、平成27年度は小学校11.5%、中学校11.0%。28年度は小学校9.2%、中学校9.1%。29年度は小学校8.1%、中学校5.7%となっており、年々減少傾向にあります。今後とも、残食が少なくなるよう献立を考えるとともに、安心しておいしい給食が提供できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、3点目、残食の処理方法についてですが、残食は平成27年度までは町の生ごみとし

て処理していましたが、平成28年度からは町で実施している生ごみ堆肥化モデル事業で処理をしております。

次に、4点目、給食費の無償化への検討状況についてであります。昨年6月定例会において他の議員からご質問のあった給食費の公費全額負担に踏み切る考えがあるかでもお答えしたとおりであります。学校給食費の経費負担については、学校給食法第11条で、学校給食の運営に必要な施設、設備の整備費、調理従事員等の人件費については学校の設置者が、それ以外の食材料費、光熱費等の経費については保護者が負担する旨規定されております。

学校給食費の無償化については、検討を要すべき課題も多いと考えられますので、今後県内の状況や隣接市町の動向を見きわめながら、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 再質問に入ります。

1点目のカロリーについてはわかりました。これ、量についてはどうでしょうか。また、個人差はあると思いますが、これは満腹感なんですけれども、この辺どうでしょうか、伺います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） メニューによっても量は変わりますが、例えば食パンですと、小学校低学年では42グラム、食パンの1斤というんですか、その8枚切り。中学生であればその倍の84グラム、食パンの4枚切りをそれぞれ1枚というように、パンの厚さや重さで量を調整しています。

子供たちの満足感でございますが、もともと給食を残す量が少なくなるよう、決められた予算の中でおいしいもの、そして量のあるものを工夫しながら献立をつくっているところであります。私も試食をしたことがございますが、見たときは全部食べられそうな感じもしたんですけれども、結構満腹感がございます。

以上です。

○3番（大金 清君） わかりました。2点目の……

○議長（小川洋一君） 大金君、手を上げて発言してください。

大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番(大金 清君) 2点目の残食については年々少なくなっていると、これはとてもいい傾向だと思います。

やはり給食は安全で安心な給食を提供するためにということで、どんな対応をしていますか伺います。

○議長(小川洋一君) 学校教育課長。

○学校教育課長(板橋了寿君) 安全・安心の関係でございますが、調理に携わる栄養士、調理員など全ての関係者が協力して衛生管理を徹底し、安全で安心な学校給食の提供をしております。児童・生徒の皆さんが健康で過ごせるよう、毎日努力しております。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) やはり安全・安心が一番だと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

3点目、残食は生ごみ堆肥化モデル事業に処理しているということですが、小・中学校全部あわせてどのぐらいの量が処理されているのか、お伺いします。

○議長(小川洋一君) 学校教育課長。

○学校教育課長(板橋了寿君) 残食が小・中学校どのくらいかということなんですが、小・中学校全体で1日約40リットル残食がございます。町内で生ごみ回収の多分バケツがあると思うんですが、あれ1杯程度だと思います。大きいがありますよね。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 40リッター。生ごみのやつは、あれ1つ20リッターぐらいですよ。それ2つというぐらいでよろしいですか。わかりました。思ったほどそんなに残されていないということですね。ありがとうございました。

食べられるものが廃棄されることを食品ロスと言うそうです。日本の1年間の食品ロスは約650万トン。米の収穫高が約800万トン。世界の食品の援助量、これが320万トン。食品のロスがいかに膨大であるかと、これで数字でわかります。日本の食品ロスで、世界の栄養失調の子供たちが救われるとも言われております。1日1人当たりお茶碗1杯分、約139グラムの食料が捨てられている状況です。給食を全部食べることが、やはり児童・生徒の健康増進につながる。これからもさらに努力をしていただきたいと思います。

4点目に移ります。

給食費の無料化への検討状況を伺ったわけですが、現在取り組んでいないという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 取り組んでいないわけではなくて、今、県内各市町の動向を調査継続してございます。

○議長（小川洋一君） 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番（大金 清君） 6月の議員の方も検討しているということだったので、いつまで検討するのかということをお伺いしたわけなんです。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 先ほどもお答えしましたけれども、今後、県内や近隣市町の動向も参考にしながら調査研究を続けてまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番（大金 清君） 早々にやっぱり調査研究をお願いいたしたいと思います。国においても、やっと給食費の無償化の検討が始まりました。完全無償化を実施していただければ一番いいんですけども、せめてこれ、半額でどうでしょうか、お伺いします。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） せめて半額とおっしゃいますけれども、全く検討していないわけじゃなくて、担当としても検討させていただいています。

それから、完全無償化したところも一気に無償化したのか、あるいは100円、200円の積み上げで無償化していったということか、いろんな状況があるかと思うんです。そちらを研究させていただき、また、基本的に行政の持ち分、費用負担分と、保護者の費用負担分、この基本的なこともございますので、そちらを検討させていただきたい。そして、今おっしゃいましたような国の動向とか、そちらもあわせて検討させていただくという答弁でご容赦をいただきたいと思います。

○3番（大金 清君） ありがとうございます。検討……

○議長（小川洋一君） 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番（大金 清君） ちょっと上がっています、すみません。

全国で100万人訪問調査アンケートを実施したところ、子育て家庭にとって教育費の負担割合が非常に大きいと、74%の方が回答しています。小、中、高、大学と教育費の負担はますます多くなります。ましてやことし10月には消費税が10%に上がります。そういった中で、やはり給食費の完全無償化、これスピード感を持って対応していただきたいと強く要望いたしまして、終わります。

以上、公明党、大金 清の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小川洋一君） 3番、大金 清君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時17分